

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び
維持管理等に関する条例

手引書

令和5年8月22日

南関町

目次

1	第1条 目的	1
	(1) 生活環境、自然環境とは	1
	(2) 生活環境、自然環境に与える影響	1
2	第2条 定義	2
	(1) 太陽光発電設備	2
	(2) 事業者	2
	(3) 事業区域	2
	(4) 土地所有者等	3
	(5) 地域住民等	3
	(6) 山林	3
3	第3条 適用範囲	4
	(1) 適用範囲	4
	(2) 一体的な事業の判断	4
4	第4条 町の責務	6
	(1) 町の責務	6
5	第5条 事業者の責務	7
	(1) 関係法令の遵守	8
	(2) 災害の防止、環境の保全	8
	(3) 地域住民等への説明等	8
	(4) 災害発生時等の対応	8
	(5) 事業完了後の措置について	8
6	第6条 町民の協力	9
	(1) 町民の協力	9
7	第7条 規制区域	10
	(1) 規制区域	11
8	第8条 事業概要の届出	12
	(1) 事業概要届出書について	12
	(2) 事業概要協議事項通知書について	13
9	第9条 説明会等の実施及び意見の申出等	14
	(1) 説明会等の目的	14
	(2) 説明会の内容	14
	(3) 説明会の対象となる地域住民等	15
	(4) 説明会の開催方法	15
	(5) 意見の申出	16
	(6) 見解書の提出及び協議	16
	(7) 事業の変更について	16

(8) 事業計画を周知するための看板	16
10 第10条 協定の締結	18
(1) 協定の締結について	18
11 第11条 事前協議	19
(1) 事前協議の考え方	22
(2) 事前協議における手続き	22
(3) 事業計画	22
(4) 事業協議事項通知書への対応	24
12 第12条 事業の許可申請	43
(1) 事業の許可申請の手続き	45
(2) 許可申請書の記載事項	45
13 第13条 許可の基準等	47
(1) 一般的事項	48
(2) 災害防止の措置に関する事項	48
(3) 水害防止に関する基準	60
(4) 生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項	62
(5) 太陽光発電設備の設計等及び施工方法について	63
14 第14条 変更の許可等	64
(1) 変更許可申請	64
(2) 変更の許可を要しない軽微な変更の届出	65
15 第15条 設置工事の着手等の届出	66
(1) 設置工事着手（中断、再開、完了）届出	66
16 第16条 設置工事完了の検査	67
(1) 完了検査申請	67
(2) 完了検査	67
(3) 検査後の通知	67
(4) 検査完了前の事業開始の禁止	68
17 第17条 監督処分	69
(1) 許可の取り消し	69
(2) 施工の停止	69
18 第18条 事業区域の適正管理	70
(1) 適正管理基準	70
(2) 適正管理計画	71
(3) 適正管理計画の見直し	72
(4) 適正管理計画の提出	72
(5) 適正管理の結果と報告	72
19 第19条 緊急時の措置等	85

(1) 緊急時の措置等	85
(2) 事業により苦情または紛争が生じたとき	86
2 0 第 2 0 条 事業完了の届出	90
(1) 事業完了の届出	90
2 1 第 2 1 条 事業完了後の適正処理	91
(1) 事業完了後の適正な処理	91
2 2 第 2 2 条 報告の要請及び立入調査	92
(1) 報告の徴収	92
(2) 立入調査	92
2 3 第 2 3 条 指導、助言又は勧告	93
(1) 指導及び助言又は勧告	93
(2) 事業者の対応	93
2 4 第 2 4 条 公表	94
(1) 公表	94
(2) 弁明	94
(3) 国、地方公共団体への報告	94
2 5 第 2 5 条 審議会	96
(1) 審議会	96
2 6 第 2 6 条 委任	97
(1) 規則への委任	97
(2) 別に定める事項	97
2 7 第 2 7 条 罰則	98
(1) 過料	98
2 8 附則第 1 項 施行期日	99
(1) 施行期日	99
2 9 附則第 2 項 経過措置	100
(1) 適用関係	100
3 0 附則第 3 項 既存施設の面積の参入	102
(1) 既存施設の面積の参入	102
3 1 附則第 4 項 既存施設の届出	103
(1) 既存施設の届出	103
資料集	104
1 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例	105
2 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則	111
様式集	116
(1) 規則で定める様式	
様式第 1 号 (第 6 条関係)	117

様式第 2 号 (第 6 条関係)	118
様式第 3 号 (第 7 条関係)	119
様式第 4 号 (第 7 条関係)	120
様式第 5 号 (第 7 条関係)	121
様式第 6 号 (第 8 条関係)	122
様式第 7 号 (第 8 条関係)	123
様式第 8 号 (第 9 条関係)	124
様式第 9 号 (第 1 1 条関係)	125
様式第 1 0 号 (第 1 1 条関係)	126
様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)	127
様式第 1 2 号 (第 1 2 条関係)	128
様式第 1 3 号 (第 1 3 条関係)	129
様式第 1 4 号 (第 1 4 条関係)	130
様式第 1 5 号 (第 1 4 条関係)	131
様式第 1 6 号 (第 1 5 条関係)	132
様式第 1 7 号 (第 1 5 条関係)	133
様式第 1 8 号 (第 1 6 条関係)	134
様式第 1 9 号 (第 1 7 条関係)	135
様式第 2 0 号 (第 1 8 条関係)	136
様式第 2 1 号 (第 1 8 条関係)	137
様式第 2 2 号 (第 1 9 条関係)	138
様式第 2 3 号 (第 2 5 条関係)	139
参考様式集	140
参考様式 1 (第 1 1 条関係)	141
参考様式 2 (第 1 1 条関係)	143
参考様式 3 (第 1 1 条関係)	144
参考様式 4 (第 1 1 条関係)	145
参考様式 5 (第 1 4 条関係)	146
参考様式 6 (第 1 8 条関係)	147
参考様式 8 (第 1 9 条関係)	153
参考様式 8 (第 1 9 条関係)	156
参考様式 9 (第 1 9 条関係)	157

【凡例】

本手引書では、法令等について、次のとおり表記しています。

- ・ 条例 : 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（令和4年12月12日条例第23号）
- ・ 規則 : 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則（令和5年1月30日規則第2号）
- ・ FIT法 : 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（令和4年4月1日までは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」）
- ・ FIT 制度 : 再生可能エネルギー固定価格買取制度
- ・ 手引書 : 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例手引書
- ・ 施行日 : 令和5年4月1日

	: 条例による規定
	: 規則による規定

【条例制定の背景】

平成24年7月にFIT制度が創設されて以降、日照時間が長い九州地域では、太陽光発電設備の導入が急速に進み、本町においても、多くの開発がなされてきました。

そのような中で、景観の阻害や、住環境の悪化、土地の形質変更に伴う土砂の流出や、設置計画の近隣への説明不足等が問題となってきたことから、施設の適切な設置と維持管理の徹底のため、令和4年12月12日に条例を制定しました。

【手引書について】

本手引書は、条例及び規則の規定及び申請等の手続きの方法について記載したものです。

太陽光発電事業の実施に当たっては、本手引書、関係法令、経済産業省資源エネルギー庁発行の「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック」等を確認してください。

【許可申請の手続きについて】

本手引書に基づき、必要な手続きや書類等の準備を行ってください。

【許可申請等提出先】

南関町役場 税務住民課 環境対策係

〒861-0898

南関町大字関町64番地

TEL 0968-57-8579

【提出部数】 （事業者は、別途控えを保管してください。）

- ・2部（正本1部、副本1部）

※ 正本は、申請書等に代表者印等を押印した書類とし、副本は、正本のコピーとします（正本と同じく代表者印を押印した書類でも可）。

写真や図面が白黒により判別しづらい場合がありますので、原則カラーコピーでお願いします。

【提出書類への押印】

本条例に基づき提出する全ての書類への押印について、法人にあっては、代表者印または社印としてください。個人にあっては、実印以外でも可とします（例外有）。

1 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするために必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心並びに地域社会との調和を図ることを目的とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（令和4年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 生活環境、自然環境とは

事業区域周辺及びその事業に係る地域における町民が安全で安心して暮らせるための生活環境と景観・眺望等を指しています。

(2) 生活環境、自然環境に与える影響

FIT制度の導入以降、太陽光発電設備の普及に伴い、森林伐採に伴う災害防止機能の低下や生活環境、自然環境に与える影響への問題が顕在化しています。

2 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根、屋上若しくは壁面に設置するもの又は送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業者 町の区域において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し、当該太陽光発電設備を設置し、又は用いる事業を行い、太陽光発電設備を管理する者をいう。
- (3) 事業区域 設置事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (5) 地域住民等 事業区域の一部若しくは全部を含む行政区又はこれらの行政区と同程度の生活環境等の影響を懸念される行政区の土地所有者等及び居住者等をいう。
- (6) 山林 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の規定による土地登記簿上の地目が山林又は保安林であるものをいう。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその附帯施設（パワーコンディショナーや接続箱等）をいい、建築物の屋根、屋上、壁面に設置されるものは除くこととしています。

また、次に当てはまるものは、太陽光発電設備として取り扱いません。

- ①太陽電池モジュールと一体型の製品（屋外照明機器、防犯カメラ、鳥獣害対策電気柵、ポータブル電源等）
- ②太陽電池モジュールとそれを電源とする製品本体とは別個であるが、製品と一体性を有し、製品に付随して設置されている太陽電池モジュールで構成されているものなど

(2) 事業者

本町の区域において、太陽光発電設備を設置し、または用いる事業を行う者、太陽光発電設備の管理を行う者をいいます。

なお、事業者に該当するか否かについては、個人か法人かは問いません。

(3) 事業区域

太陽光発電設備を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、土地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）や防災、環境等の保全、設備の安全等に必要な土地を含みます。ただし、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に解放された道）から事業区域までの進入路は原則として除くものとします。

（4）土地所有者等

土地の所有者とは、登記簿謄本に記載されている登記名義人、占有者とは他人の所有地を支配しているもの、管理者とはその土地を何らかの権限により管理しているものをいいます。

（5）地域住民等

行政区とは、南関町区長等設置に関する規則（令和2年規則第4号）第2条に規定する区のことをいいます。

また、行政区と同程度の生活環境等の影響を懸念される行政区とは、事業区域の土地が含まれていないものの、事業の実施、または事業実施前の工事により災害等の発生が懸念される行政区を含むものとします。なお、この範囲は河川等の濁水や土砂の堆積等の影響を受ける可能性がある区域を含むものと考えます。

（6）山林

申請日時点において、不動産登記法に規定する登記簿の地目が山林または保安林をいい、現況が山林であっても、登記簿の地目が異なる場合は、山林以外として取り扱うものとします。

3 第3条 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この条例の規定は、事業区域の面積が3,000平方メートル以上（既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した面積が3,000平方メートル以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備に適用する。ただし、事業区域に山林を含む場合の面積は、2,000平方メートル以上とする。

(1) 適用範囲

本条例の適用対象となる事業区域の面積を定義づけした条文になります。

条例の施行日前に完成した太陽光発電設備及び条例の施行日前に設置工事に着手した太陽光発電設備（以下「既存施設」という。）を含む）、もしくは条例の施行後に設置工事に着手した太陽光発電設備と合わせて面積が3,000平方メートル（山林を含む場合は2,000平方メートル）以上となる太陽光発電設備の設置事業（以下、「一体的な事業」という）は、本条例の適用対象の事業となり、そのような太陽光発電設備を設置しようとする場合は、条例第8条から第12条までの手続きを行なう必要があります。（P12～P46）

また、既存施設については、新たな許可申請は必要ありませんが、事業面積が1ヘクタール以上の事業については、条例附則第4項の届出を行う必要があります。（詳しくは、P102「附則第4項 既存施設の届出」で説明しています）

なお、山林を含む事業について、適用範囲を広く（適用となる面積を狭く）している理由は、山林を事業区域として開発を行ったことにより、山林による土砂災害防止機能を低下させる恐れがあるためです。

(2) 一体的な事業の判断

一体的な事業としての判断は次のとおりです。

- ・複数の事業者が送電設備を共同で使用する場合
- ・進入路や排水施設等の一部を共有する太陽光発電設備

また、以下の分類のそれぞれについて一つ以上該当する項目がある場合には、原則として一体的な事業として扱います。

分類	項目
場所	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合
	設置事業によって地形、水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合
	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合
	箇所の異なった設置事業であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする場合
	複数の事業者が連続して開発する場合で、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となる場合、又は、費用負担上つながりがある場合
	集水区域や受益対象が別であっても、相互の設置事業地間の距離が30m未満である場合
時期	設置事業の時期が重複している場合
	設置事業が終了し、相当年数（3年程度）を経過しないで、その次の開発行為をしようとする場合
	時期の異なった設置事業であっても、全体計画の一部である場合
人格	複数の事業者が、設置事業のためにそれぞれ分担して共同で設置事業をする場合
	一つの事業者が、設置事業を複数の事業者にそれぞれ分割させて行わせようとしている場合
	事業者が法人の場合にあつては、別々の法人であっても同一人がそれぞれの法人役員をかねている場合、又は、法人の所在地が同一の場合
	血縁関係（3親等以内）にある複数の者の行う開発行為である場合
	数人が共同の意思（計画の共同性が認められる。）をもって設置事業を行う場合で、同一事業として判断した場合
	数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合
	土地所有者が同一である場合

4 第4条 町の責務

(町の責務)

第4条 町長は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(1) 町の責務

第1条に規定する目的を達成するため、町は条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じることを明文化しています。

5 第5条 事業者の責務

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、環境の保全等に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、良好な関係の保持に努めなければならない。
- 2 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域により起因する第三者への危害が及ばないよう万全な管理及び災害の防止対策を講じなければならない。
 - 3 事業者は、太陽光発電設備に係る災害等が発生したとき又は地域住民等からの苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
 - 4 事業者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について、町長が規則で定める事項を遵守しなければならない。
 - 5 事業者は、あらかじめ地域住民等に対し、計画している太陽光発電設備の設置（増設を含む。）及び運用について説明を行い、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。
 - 6 事業者は、太陽光発電設備の設置事業及び発電事業の終了後の措置に充てる費用について規則で定めるところにより、計画的に積立てを行わなければならない。なお、事業者は、太陽光発電設備の災害時の措置に充てる費用について損害保険に加入しなければならない。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第4条 条例第5条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物（以下「廃棄物」という。）の発生を抑制すること。

ウ 廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、原状に回復すること。

(費用の積立て)

第5条 事業者は、条例第5条第6項の規定により積み立てる費用として、法令等に基づき積立ての開始時期及び終了時期並びに毎月の積立額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行うこと。

(1) 関係法令の遵守

事業者は、本条例や規則、太陽光発電設備の設置に係る様々な関係法令（ガイドライン等含む）等について遵守する必要があります。事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、手続きが必要か否か確認する必要があります。

なお、参考として代表的な関係法令の一覧をP 25～P 33に掲載しています。

(2) 災害の防止、環境の保全

事業者は、設置事業を実施する際、地域の環境に与える影響に鑑み、事業全般において地域の環境を保全し、災害発生を防止するための対策を行わなければなりません。

(3) 地域住民等への説明等

事業者は、防災、環境、景観面等について、地域住民が不安を抱かないよう、事業を実施しなければなりません。

このため、地域住民等に設置事業に関して十分な説明を行い、理解を得られるよう努め、地域住民等から意見があればその意見を尊重しなければならないと規定しています。また、地域住民等との良好な関係が構築できるよう努めることと規定しています。

なお、地域住民等には設置事業の事前協議を行う前にあらかじめ説明会を実施しなければならないと規定しています。このことについては、P 14～P 17の「説明会等の実施及び意見の申出等」を参照してください。

(4) 災害発生時等の対応

事業者は、太陽光発電設備及び事業区域から設置事業に係る災害等が発生したとき、または、地域住民等からの苦情若しくは紛争が生じたときは、必要な措置を講じ、誠意をもってその解決にあたる必要がある旨を規定しています。

なお事業者は、太陽光発電設備及び事業区域から設置事業に係る災害時の措置に充てる費用として損害保険に加入しなければなりません。

(5) 事業完了後の措置について

事業者は、太陽光発電設備の設置事業及び発電事業を終了するときは、速やかに撤去し、その設置事業等に使用した太陽光発電設備については再使用または再利用に努めることにより廃棄物の発生を抑制することが必要です。また、処分しようとするときは関係法令等に従い、適正に処理行わなければなりません。

なお、終了後の措置に充てる費用については、関係法令等に基づき積立の計画を明らかにすることを求めています。

6 第6条 町民の協力

(町民の協力)

第6条 町民は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例に規定する手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(1) 町民の協力

本条例の目的を達成するためには、町、事業所がその責務を全うするだけでなく、地域住民の協力が不可欠であることを規定しています。

7 第7条 規制区域

(規制区域)

第7条 事業者は、次に掲げる区域（以下「規制区域」という。）においては、太陽光発電設備の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 法令等により、自然環境の保全区域として指定されている区域
- (2) 自然災害の発生が危惧される区域
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (4) 良好な景観及び住環境を保全する必要がある区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に規制が必要と判断した区域

2 規制区域は、規則で定める。

(規制区域)

第3条 条例第7条第2項の規制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

別表1 (第3条関係)

- ・ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する指定地
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の指定地
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画を立てた民有林及び同法第25条第1項に規定する保安林の区域
- ・ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
- ・ 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に規定する農業振興地域に指定された農用地の区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区の区域
- ・ 熊本県文化財保護条例（昭和51年条例第48号）第35条第1項に規定する県史跡名勝天然記念物の指定地
- ・ 南関町文化財保護条例（昭和41年条例第28号）第4条第1項に規定する町指定文化財の指定地
- ・ 熊本県景観条例（昭和62年条例第7号）第2条に規定する地域

(1) 規制区域

本条例の目的を遂行するため、生活環境の保全や自然環境の保護に関する指定を受けた地域や、災害の発生を防止するため自然災害の発生が危惧される区域などについては、太陽光発電設備の設置を規制する区域に指定しています。

8 第8条 事業概要の届出

(事業概要の届出)

第8条 第12条の規定による申請をしようとする事業者は、事業計画を定める前に、規則で定めるところにより、当該設置事業の概要について町長に届け出なければならない。

(事業概要の届出)

第6条 条例第8条の規定による当該設置事業の概要について届出を行おうとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業概要届出書（様式第1号。以下「事業概要届出書」という。）に別表第2に掲げる書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の事業概要届出書が提出されたときは、その内容を審査し、当該事業概要届出書を提出した事業者に南関町太陽光発電設備設置事業概要協議事項通知書（様式第2号）を通知するものとする。

別表第2（第6条関係）

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、縮尺及び事業区域
実施方針	環境等の保全に関する方針、防災上の措置に関する方針及び設置工事の施工に関する方針
住民票の写し	申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
現況写真	
その他	住民説明会で配布する資料

(1) 事業概要届出書について

本条例の適用を受ける設置事業を行う場合は、災害の防止、生活環境の保全、自然環境の保護のため、設置事業の実施方針について事業概要の届出をしなければなりません。

届出を行うためには、事業概要届出書のほか規則第6条に定める添付書類を提出してください。

事業概要の届出の添付書類（別表 2）

番号	図書の種類	明示すべき事項	適用	チェック
1	位置図	方位、縮尺及び事業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 縮尺 縮尺は 1 / 10000 程度 ・ 事業区域を赤色で囲むこと 	<input type="checkbox"/>
2	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境等の保全に関する方針 ・ 防災上の措置に関する方針 ・ 設置工事の施工に関する方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少動植物への措置、汚濁水への対策、植栽方針（外来種の抑制）等 ・ 調整池、沈砂池、地下排水工、のり面保護工、のり面排水工等 ・ 切盛土のバランス、区域外搬出の抑制等、太陽光発電設備の色彩等 	<input type="checkbox"/>
3	住民票の写し	<p>申請者が個人の場合 住民票</p> <p>申請者が法人の場合 登記事項証明書</p>	住民票コード、マイナンバーの記載は不要	<input type="checkbox"/>
4	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真はカラーであること ・ 事業区域及び事業区域周辺の状況がわかる写真 ・ 写真の撮影位置、撮影方向を明示した図面 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	その他	住民説明会で配布する資料	条例第 9 条に規定する住民説明会の際に配布する資料	<input type="checkbox"/>

（2）事業概要協議事項通知書について

設置事業概要届出書により届け出られた内容について審査し、その結果を事業者へに通知するものです。

通知を受けた事業者は、設置事業概要協議事項通知書に記載された事項について、適切な対応を行ってください。

9 第9条 説明会等の実施及び意見の申出等

(説明会等の実施及び意見の申出等)

- 第9条 事業者は、第11条の規定による事前協議を行う前に、あらかじめ地域住民等に対し、当該設置事業に関する説明会等を実施しなければならない。
- 2 事業者は、地域住民等から事業計画に対する意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の説明会等の際にこれを周知しなければならない。
 - 3 事業者は、前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。
 - 4 事業者は、前項の意見の申出があったときは、協議を行い、規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。
 - 5 事業者は、設置事業に着手しようとする前に当該設置事業が完了する日まで、設置事業に関する内容（変更内容を含む。）を記載した看板を事業区域内に設置しなければならない。

(説明会等の実施)

第7条 条例第9条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 意見の申出の方法
 - (2) 個人情報の適正な取扱いのため事業者が講じる措置の内容
- 2 条例第9条第3項の規定による見解を記載した書面は、見解書（様式第3号）によるものとする。
 - 3 条例第9条第4項の規定による報告は、南関町太陽光発電設備設置事業協議結果報告書（様式第4号）に意見書及び見解書の写しを添えて、これを町長に提出しなければならない。
 - 4 事業者は、前項の報告書の提出後に事業計画を変更しようとするときは、変更後の事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。
 - 6 条例第9条第5項の看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせ（様式第5号）とし、事業者は、当該看板を事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

(1) 説明会等の目的

本条例第7条では、規制区域には太陽光発電設備の設置を原則として禁止しています。また、太陽光発電設備の設置事業の事業地の合計が3,000平方メートル（事業区域に山林を含む場合の面積は、2,000平方メートル）以上となる事業を実施しようとする事業者は事前協議の前に地域住民等に対して説明会を開催する必要があります。

(2) 説明会の内容

説明会における説明項目は次のとおりです。

- 1 事業計画（条例第11条及び第12条に関する資料を基本として、太陽光発電設備の設置から事業完了後の対応について説明）

- 2 設計及び施工に関する事項（条例第13条に規定する資料を基本として、災害の防止、生活環境の保全及び環境の保護に関する事項も併せて説明）
- 3 事業区域の適正管理と緊急時の措置（条例第18条及び第19条に関する事項の説明）

上記、1～3に関する全ての説明と資料の配布がなされることで、本条に基づく説明会が開催されたこととなります。つきましては、事業者は地域住民等に対する説明の際には、事業計画の設置図や排水計画図、図表などわかりやすい説明資料を用意の上、丁寧に説明し、理解が得られるよう努めてください。

以下、特に地域住民等が設置事業に対して不安に感じている事項となります。

ア 事業計画の内容

設置工事の内容、作業時間帯、作業曜日、雨天時の施工、資材等の搬出入経路、交通誘導員の配置、防災措置、非常時の連絡体制等の設置工事に係る事項

イ 設置後の保守点検及び維持管理の計画

保守点検及び維持管理のスケジュール、人員配置・体制、範囲、方法、安全対策等に係る事項

ウ 設置後の災害等の非常時における対処

台風等の災害時の発電設備破損等に対する対応、地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の連絡先及びその対応等に関する事項

エ 撤去及び処分計画

事業期間、事業終了後の撤去、処分に関する事項、

(3) 説明会の対象となる地域住民等

説明の対象者は、事業区域が所在する行政区に居住する住民やその行政区、地縁団体のほか、事業実施により自然環境、生活環境、防災等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民等です。事業実施により影響を及ぼすか否かは、設置する太陽光発電設備の規模や立地の状況等により個別に検討する必要があります。

このため、説明会の対象地域については、町と協議のうえ開催してください。また、その他説明会の希望があった地域についても説明会を開催してください。

(4) 説明会の開催方法

説明会は、原則、会場に対象者を集めて開催してください。

説明会の主催者は条例第2条に規定する事業者であり、太陽光発電設備の設置に係る業務を工事事業者やコンサルタント等へ委託している場合であっても、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならないことを踏まえ、事業者は必ず説明会へ出席してください。なお、法人の場合は、必ずしも代表者である必要はありませんが、事業について十分に説明ができる方が出席してください。

説明会の開催場所、時間、周知の方法等については、町と協議してください。その際は、できる限り説明を受ける地域住民等の参加しやすさを考慮し、会場や日時を設定してください。説明会の周知に当たっては、説明会の開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧版、新聞

広告への掲載など、地域の実情に応じて適切な方法で行ってください。

また、説明すべき地域住民等の居住区域が広範囲にわたる場合には、必要に応じて複数の地域の合同説明会としても差支えありませんが、それぞれの地域住民等が参加しやすいよう配慮してください。

(5) 意見の申出

地域住民等は、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護の見地から事業計画に対する意見を申し出ることが出来ます。そこで事業者は、以下の事項について、説明会の資料と合わせて周知する必要があります。なお、意見の申出については、意見の申出が容易となるよう、期間や方法等について配慮してください。

- ・意見の申出の期間 説明等の実施日の翌日から2週間程度は必要だと考えます。
- ・受付場所 事業者の事務所等
- ・意見の申出の方法 郵送、FAX、メール、持参などが考えられます。それぞれ提出に必要な住所、宛先、FAX番号、メールアドレスの周知が必要です。
- ・個人情報の適正な取り扱いのため事業者が講じる措置

意見の申出人の個人情報の取り扱いについては、慎重に取り扱う旨の記載及び、見解書の提出など、町への提出以外には使用しない旨を周知してください。

(6) 見解書の提出及び協議

事業者は、意見に対する見解書を、意見を申し出た地域住民等に提出し、当該意見を申し出た者と誠意を持って協議しなければなりません。協議は、原則対面により行うものとし、申出に至った理由や根拠、それに対する見解の理由や根拠を明確にしたうえで、傾聴の姿勢を持って進めることが大切です。なお、双方が合意した場合は、WEB会議等による協議でも良いと考えます。

また、地域住民等の意見を踏まえて協議を行い、必要な措置（防災、自然環境、生活環境への対策）を講じてください。

なお、当該意見に対する見解書（様式第3号）を提出し、当該意見の申し出を行った者と協議を行ったときは、速やかにその結果を町長に南関町太陽光発電設備設置事業協議結果報告書（様式第4号）により報告しなければなりません。

その報告書には、説明内容、地域住民等からの意見と協議結果、説明会の記録書、出席者名簿、説明会の写真を添付する必要があります。

(7) 事業の変更について

様式第4号による町への報告書の提出後に事業計画の変更をしようとするときは、条例第9条及び施行規則第7条第1項から第3項の規定について準用されることから、本手引きの本項(1)～(6)も準用することとなります。

(8) 事業計画を周知するための看板

本条第5項の規定により、設置事業に着手する前に事業計画の周知を図るため、事業区域内

の住民等が見やすい場所に、規則第7条第6項に規定する太陽光発電設備設置事業のお知らせ（様式第5号）を、設置事業が完了するまで設置しなければなりません。

10 第10条 協定の締結

(協定の締結)

第10条 事業者は、地域住民等に対する説明会等終了後、地域住民等及び町から協定を求められたときは、当該設置事業に係る計画に関する協定を締結しなければならない。

2 町長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者及び地域住民等に対し必要な助言を行うことができる。

(1) 協定の締結について

事業者は、地域住民等に対する説明会終了後、地域住民等及び町からその太陽光設備の設置事業について、協定を求められたときは、その設置事業の計画に関する協定を締結する必要があります。

その際、町は事業者及び地域住民等に対し必要な助言を行うことが出来ます。協定の内容については、事業者、地域住民等の協議により決めることとなりますが、次に掲げる事項について定めることが考えられます。

- ・ 工事施工中の安全に関する事
- ・ 設置完了後の維持管理に関する事
- ・ 災害時の対応に関する事
- ・ 撤去・処分に関する事
- ・ 災害時の協力体制に関する事（給電など）
- ・ 地域の環境保全への協力に関する事
- ・ 地域との交流や地域貢献に関する事

1 1 第 1 1 条 事前協議

(事前協議)

第11条 事業者は、次条の規定による許可申請を行う前に、規則で定めるところにより、事業計画について町長と協議をしなければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業区域の位置、面積及び想定発電出力
- (3) 太陽光発電設備の設計及び施工方法
- (4) 現場管理者の氏名及び住所
- (5) 次条の規定による設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事前協議の手続)

第8条 条例第11条第1項の規定による事前協議を行おうとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第6号。以下「事前協議書」という。）に事業計画その他次に掲げる図書を添付して、これを町長に提出しなければならない。ただし、当該事業計画に応じて、町長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 別表第3に掲げる図書
 - (2) 地域住民等への説明会結果報告書
 - (3) 説明会で配布した資料
 - (4) 説明会を開催した状況を確認することができる写真
 - (5) 説明会に出席した者の名簿の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
- 2 町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、その内容を審査し、事業者に南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書（様式第7号）を通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項がある場合は、速やかに関係者と協議を行い、書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、協議すべき事項の全てについて、関係者から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第12条の規定による申請書にこれを添付しなければならない。
- 5 条例第11条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域及びその周辺地域における自然環境等の保全に関する計画
 - (2) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する計画
 - (3) 設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
 - (4) 資材、廃材等の管理に関する計画
 - (5) 既存の道路、水路等の管理に関する計画

- (6) 太陽光発電設備の管理の方法、その撤去、処分の方法その他太陽光発電設備に関する事項
- (7) 事業の施工に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項

別表第3（第8条、第9条関係）

図書の種類	明示すべき事項
住民票の写し	申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
位置図	方位、縮尺及び事業区域
公図	
地籍図	地番、地積及び地目並びに権利者の氏名又は名称
登記事項証明書	事業計画地の登記事項証明書
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
設計説明書	造成、排水、設置方法等に関する基本方針、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
構造計算書	再生可能エネルギー発電設備の概要、構造計画、応力算定及び断面算定
現況写真	
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名及び土地利用計画表、作成者の氏名

造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工及び事業に関わる法令等の名称、作成者の氏名
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法及び排水方向、作成者の氏名
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算、作成者の氏名
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向及び流末流量、作成者の氏名
排水施設構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、設計条件及び留意事項、作成者の氏名
道路施設構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、舗装構成図及び工事用道路詳細図、作成者の氏名
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、規格値、強度、断面図、展開図、設計条件及び留意事項、作成者の氏名
求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積及び辺長、作成者の氏名
資力及び信用に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度事業量、資産総額、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、工事監理者の住所及び氏名並びに役員略歴
施工能力に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、技術者略歴及び工事施行履歴
許認可又は確認取得状況	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法その他の関係法令の許認可又は確認の取得状況が確認できるものの写し
その他	各図書作成者の資格者証等 発電設備の性能及び品質に関する誓約書 費用の積立計画及び積立額、損害保険の見積書

(1) 事前協議の考え方

本条例の運用として、許可申請を行う前に、事業者と町との間で事前協議を行うこととしていますが、

- ① 設置しようとする太陽光発電設備の事業計画を確認することで、許可申請前に協議が必要な事項について確認すること
- ② 設置しようとする太陽光発電設備の図面等を確認することで、設置基準への適合の有無を確認すること
- ③ 条例第9条に規定する説明会の資料等を確認することで地域住民等の説明会への参加状況と、意見と協議事項の内容の確認をすることを目的としております。

(2) 事前協議における手続き

事業者は南関町太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第6号）に条例第11条及び規則第8条に規定する図書等を添付し町へ提出する必要があります。

町は提出された事前協議書、事業計画、図書等により審査を行い、協議が必要な事項の有無を確認し、事業者へ南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書（様式第7号）により通知します。

(3) 事業計画

事前協議を申請する際には、事業区域とその周辺状況を勘案し、実情に合わせた事業計画を策定する必要があります。

事業計画書には、次の1から6の事項を記載しなければなりません。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 2 事業区域の位置、面積及び想定発電出力
- 3 太陽光発電設備の設計及び施工方法
- 4 現場管理者の氏名及び住所
- 5 次条の規定による設置工事の着手予定日及び完了予定日
- 6 前各号に掲げるもののほか、規則第8条で定める事項
 - ①事業区域及びその周辺地域における自然環境等の保全に関する計画
 - ・ 工事施工中の濁水流出防止対策工事施工中の濁水流出防止対策について記載してください。（汚濁水の測定、点検、濁水が確認された場合の対策等）
 - ・ 太陽光反射角の調整、植栽やフェンス等による軽減措置について記載してください。
 - ②太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する計画
 - ・ 気象（年間降雨量、集中豪雨の実績、年間降雨パターン等）、地形（水系、集水面積、地すべり地形、崩壊跡地等）、地質（断層、崖すい、軟弱地盤、湧水、地下水、地層の傾斜等）、周辺環境（民家、井戸水、河川、道路等）を考慮して、必要な防災措置（防災調整池（注1）、沈砂池、簡易な土砂流出防止工、仮排水工等）について記

載してください。

注1：調整池を計画する場合は、その位置、規模、構造、管理協定等について協議してください。

- ・工事量、工種及びその内容等を十分把握したうえ、集中豪雨や台風時期における降雨、冬の乾燥期における山火事の発生など、施工時期を考慮した工程計画について記載してください。
- ・工事現場付近での第三者に対する災害、搬出入経路における交通事故等の対策について記載してください。

③設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画

- ・工事用車両（注2）や重機などが使用される設置工事現場は、騒音源となる可能性があることから、これらの対策について記載してください。

注2：工事車両については車両制限令を遵守し、必要に応じ特殊車両通行許可等を取得してください。

④資材、廃材等の管理に関する計画

- ・資材、廃材等の搬出入の時間帯の指定等について記載してください。（例：資材等の搬出入については、児童登下校時間帯を外した9時～14時とするなど。）

⑤既存の道路、水路等の管理に関する計画

- ・既存道水路等の破損等の対策について記載してください。また、破損した場合の措置についても記載してください。（例：縞鋼板養生により道路舗装等の破損を防止、破損した場合は事業者により補修を行うなど。）

⑥太陽光発電設備の管理の方法、その撤去、処分の方法その他太陽光発電設備に関する事項

- ・事業者は、周辺環境の保全に支障が生じないように、また、太陽光発電事業を長期安定的に運営するため、事業地や太陽光発電設備等について常時安全かつ良好な状態を維持できるよう、事業の計画段階において、適切な保守点検及び適正管理計画を策定し、またその実施体制の構築が必要であります。そこで具体的に定めるべき事項としては、条例第18条（P70～P84）の「事業区域の適正管理」を確認してください。

- ・太陽光発電設備の撤去、処分の方法については、太陽光発電設備を解体・撤去するだけでなく、廃止後の事業区域を安全に管理するために必要な措置を実施する必要があります。

また、撤去、処分の際に発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適切に処分してください。廃棄に関しては、資源エネルギー庁が発出する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省が発出する「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」においても明記されていますので参考にしてください。

⑦事業の施工に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項

- ・国道、県道、町道等の整備が必要な場合は、各道路管理者と整備内容について協議

し、道路法に基づく許可を取得してください。

- ・法定外道路及び普通河川等の整備等が必要な場合は、南関町法定外公共物管理条例及び河川等に基づく許可を取得してください。また付替え、払下げ等が必要な場合は、所定の手続を行ってください。

- ・関係法令関係法令（注3）手続の進捗状況について記載してください。

（例：農地法（許可申請書提出））

注 3：代表的な関係法令の一覧を参考として関係法令チェックリスト（P 2 5～P 3 3）に示しています。

※ 上記項目の記載内容は、事前協議、許可申請等の各手続を行う時点における最新の内容を記載する必要があります。（例：事前協議：許可を得ます。→ 許可申請：許可を得ました。）

（4）事業協議事項通知書への対応

事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書（様式第7号）により協議すべき事項について通知を受けたときは、速やかに関係者と協議を行い、書面で協議が完了した旨の確認を行う必要があります。

また、協議を終了した旨の確認が取れた書面については、その協議結果を取りまとめ、条例第12条に基づく事業の許可申請の際に添付する必要があります。

関係法令チェックリスト

番号	関係法令名	規制等の概要	内容	機関	窓口	該当の有無	手続き状況 (有の場合のみ)	備考
1	国土利用法	10,000㎡以上の土地取引の契約をしたとき	届出	町	南関町 まちづくり課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
2	土壌汚染対策法	3,000㎡以上(※)の土地を形質変更する場合 ※水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の敷地等にあつては、900㎡以上	届出	県	熊本県 玉名地域振興局 衛生環境課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
3	環境影響評価法	太陽電池発電所の出力が40,000kW以上である場合(第1種事業) 太陽電池発電所の出力が30,000kW以上40,000kW未満である場合(第2種事業)	環境影響評価	県	熊本県 環境保全課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
4	熊本県環境影響評価条例	太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積が20ha以上である場合	環境影響評価	県	熊本県 環境保全課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
5	熊本県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新築、土地の形質変更等の行為を行う場合	許可・届出	県	熊本県 玉名地域振興局 林務課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	

6	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	県指定の鳥獣保護区特別保護地区内で工作物の新築、土地の形質変更等の行為を行う場合	許可	県	熊本県 自然保護課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
7	採石法	岩石の採取を行なおうとする場合	認可	県	熊本県 エネルギー政策課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
8	砂利採取法	砂利の採取を行なおうとする場合	認可	県	熊本県 エネルギー政策課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
9	農地法	農地及び採草放牧地を転用しようとする場合	許可・届出	町	南関町 農業委員会	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
10	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域から除外しようとする場合	同意	町	南関町 経済課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	

11	森林法	地域森林計画対象民有林の立木を伐採する場合	届出	町	南関町 経済課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
12		地域森林計画対象民有林について新たに森林の土地の所有者となった場合 (国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届出をした場合は除く)	届出	町	南関町 経済課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
13		地域森林計画対象民有林で0.5haを超えて開発する場合	開発行為の許可	県	熊本県 県北広域本部 林務課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
14		保安林(保安施設地区を含む)を森林以外の用途に転用しようとする場合	作業許可又は解除	県	熊本県 県北広域本部 林務課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
15	熊本県景観条例	景観形成地域内、特定施設届出地区内、大規模行為届出地域内において建築等の行為をしようとする場合	届出	県	熊本県 県北広域本部 景観建築課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
16	熊本県屋外広告物条例	屋外広告物の表示または設置をする場合	許可	県	熊本県 玉名地域振興局 維持管理調整課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	

17	河川法	河川区域内の土地の占有、土石採取、 工作物の新・改築等、土地の掘削、盛 土、切土等 河川保全区域での工作物の新・改築、 土地の掘削、盛土、切土等	許可	県	熊本県 玉名地域振興局 土木部 維持管理調整課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
18	砂防法 熊本県砂防指定地管理条 例	1 砂防指定地内で以下の行為をし ようとする場合 ○施設又は工作物の新築、増築、改築 又は除却 ○一定以上の土地の掘削、切土、のり 切 ○土石の採取、鉱物の採掘又はこれら のたい積若しくは投棄 ○立竹木の伐採又は樹根の採取 2 砂防設備を占有しようとする場合	許可	県	熊本県 玉名地域振興局 維持管理調整課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	

19	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> <p>熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域内で以下の行為をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水を放流し又は停滞させる行為 ○その他水の浸透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘削又は盛土 ○立竹木の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 	許可	県	<p>熊本県</p> <p>玉名地域振興局</p> <p>維持管理調整課</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
----	--	--	----	---	--	--	---	--

20	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内で以下の行為をしようとする場合</p> <p>○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為</p> <p>○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為</p> <p>○のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良</p> <p>○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p>	許可	県	<p>熊本県</p> <p>玉名地域振興局</p> <p>維持管理調整課</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
----	----------	---	----	---	--	--	---	--

21	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で以下に該当するものを行うとする場合 ○開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が住宅（自己の居住の用に供するものを除く）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設であるもの	許可	県	熊本県 玉名地域振興局 維持管理調整課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
22	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物を建築しようとする場合	建築確認申請	県	熊本県 県北広域本部 景観建築課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	

23	宅地造成及び特定盛土等規制法（R5. 5. 26施行）	<p>※宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域はR7. 5. 26までに指定予定。</p> <p>○宅地造成等工事規制区域で以下のような土地の形質の変更等の行為を行う場合・宅地造成・特定盛土等の行為で、盛土で高さ1m超の崖、又は切土で高さ2m超の崖、盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖、盛土で高さ2m超、盛土又は切土の面積500㎡超・土石の堆積高さ2m超、又は堆積面積500㎡超</p> <p>○特定盛土等規制区域で以下のような土地の形質の変更等の行為を行う場合・宅地造成・特定盛土等の行為で、盛土で高さ2m超の崖、切土で高さ5m超の崖、盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖、盛土で高さ5m超、盛土又は切土の面積3000㎡超・土石の堆積高さ5m超かつ面積1500㎡超、又は堆積面積3000㎡超</p>	許可	県	未定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
----	-----------------------------	--	----	---	----	--	---	--

24	建築基準法	架台下の空間を屋内的用途に使用する 場合、又は太陽光発電設備の高さが 4 mを超える場合（電気事業法の適用 を受けるものなど大臣が指定するもの を除く）には確認申請が必要	建築確 認申請	県	熊本県 県北広域本部 景観建築課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
25	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工 事等をしようとする場合	届出	町	南関町 教育課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	
26		指定文化財に影響を及ぼす行為を しようとする場合	申請	町	南関町 教育課	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	

※上記以外の法令についても、許可申請にあたり必要となる法令についても適切に対応すること。

◎事前協議の添付書類（別表3）

番号	図書の種類	明示すべき事項	適用	チェック
1	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が個人の場合 住民票 申請者が法人の場合 登記事項証明書 	住民票コード、マイナンバーの記載は不要	<input type="checkbox"/>
2	位置図	方位、縮尺及び事業区域	<ul style="list-style-type: none"> 方位 縮尺 縮尺は1／10000程度 事業区域 赤色で囲むこと 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	公図		法務局で交付される公図	<input type="checkbox"/>
4	地籍図	地番、地積及び地目並びに権利者の氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none"> 方位 縮尺1／2500程度 事業区域の境界 土地の形状 県境及び市町村界 事業区域 <p>地番、地積、地目、名義人の氏名又は名称を記載すること</p> <p>※CAD等で作成、または税務住民課固定資産税係で交付されるものを利用すること</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	登記事項証明書	事業計画地の登記事項証明書		<input type="checkbox"/>
6	区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無	<ul style="list-style-type: none"> 物件の種類 土地、家屋等の種別 所在地及び地番 大字、地番 権利の種類 所有権、使用権等 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

			<ul style="list-style-type: none"> ・権利者の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> ・同意の有無 <input type="checkbox"/> <p>同意を得ている場合は、同意書（様式任意）</p>	
7	設計説明書	造成、排水、設置方法等に関する基本方針、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針は、造成、雨水排水、その他公共施設等について簡潔にコメントすること <input type="checkbox"/> ・法定外道路、水路、河川等の取り扱いについては、関係部署と協議しておくこと <input type="checkbox"/> ・事業区域内の土地の現況及び土地利用計画 <input type="checkbox"/> <p>事業予定地の土地の現在の状況と土地の利用について記載すること（参考様式1）</p>	
8	安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地の土質試験、その他の調査、試験に基づく安定計算を行った計算書を提出すること <input type="checkbox"/> ・土質試験その他の調査、試験の結果の写しを添付すること <input type="checkbox"/> 	
9	構造計算書	再生可能エネルギー発電設備の概要、構造計画、応力算定及び断面算定	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの総面積と枚数を記載すること <input type="checkbox"/> ・太陽電池モジュールの規格、仕様が確認できるカタログ等を添付すること <input type="checkbox"/> ・基礎の安定計算書を添付すること <input type="checkbox"/> ・フレーム、架台は必要な構造規格を満たしていること <input type="checkbox"/> ・腐食に対する措置を示すこと <input type="checkbox"/> ・構造計画 <input type="checkbox"/> ・その他太陽光発電設備の構造とその資材及び関係資料 <input type="checkbox"/> ・太陽光発電設備の応力算定と断面算定を行った計算書とその関係資料 <input type="checkbox"/> 	
10	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・写真はカラーであること <input type="checkbox"/> 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・作成日 <input type="checkbox"/> ・事業区域の境界 <input type="checkbox"/> 赤色等で区域内外の境界を記載 区域内は現況線を消去すること ・現況道路名 <input type="checkbox"/> ・河川名 <input type="checkbox"/> 河川に近接する場合は河川区域（保全区域）を表示すること ・施設区別に凡例を設けて着色すること <input type="checkbox"/> 土地利用計画表（公共施設の範囲を明示）を表示すること <input type="checkbox"/> ・作成者の氏名を記載すること <input type="checkbox"/>
13	造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工及び事業に関わる法令等の名称、作成者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 <input type="checkbox"/> ・縮尺 <input type="checkbox"/> 1 / 100程度 ・図面名 <input type="checkbox"/> ・図番 <input type="checkbox"/> ・作成日 <input type="checkbox"/> ・事業区域の境界 <input type="checkbox"/> 赤色等で区域内外の境界を記載 ・現況道路名 <input type="checkbox"/> ・河川名 <input type="checkbox"/> ・法面、構造物 <input type="checkbox"/> 凡例を設けて法面、構造物別に着色すること ・切盛土 <input type="checkbox"/> 切土（黄）、盛土（赤）を着色すること ・計画線と現況線を重ねること <input type="checkbox"/> ・雨水排水計画と兼ねてもよい <input type="checkbox"/> ・構造物タイプ、H（見え高・全高）、延長を表示すること。なお、Hの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分かり易く表示すること <input type="checkbox"/> ・FHを表示すること <input type="checkbox"/> ・法面勾配及び法面保護工を表示する <input type="checkbox"/>

			<p>こと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断面線を表示すること <input type="checkbox"/> ・道路法、河川法の工事範囲等を色別し表示し、許可番号、許可日を記入すること（事前は工事範囲のみ表示すること） <input type="checkbox"/> ・施工及び検査で使用できる水準点を設置（表示）すること <input type="checkbox"/> ・事業に関わる法令等の名称 <input type="checkbox"/> ・作成者の氏名を記載すること <input type="checkbox"/> 	
14	造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法及び排水方向、作成者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 <input type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">1 / 100程度 ・図面名 <input type="checkbox"/> ・図番 <input type="checkbox"/> ・作成日 <input type="checkbox"/> ・事業区域の境界 <input type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">赤色等で区域内外の境界を記載 ・計画線と現況線を重ねること <input type="checkbox"/> ・盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。（区域外含む） <input type="checkbox"/> ・FHを表示すること <input type="checkbox"/> ・区域内及び外で原地盤の高さを表示すること（FHとGHは対比できること） <input type="checkbox"/> ・区域外の隣接地番を表示すること <input type="checkbox"/> ・法面勾配及び法面防護工を表示すること ・土留構造物の寸法（全高、見え高、根入れ）を表示すること <input type="checkbox"/> 既存物は、現況見え高を表示し既存構造物である旨を記入すること ・排水方向を「→」で記入すること <input type="checkbox"/> ・伐開除根、耕土すき取り、既設構造物の撤去など、原地盤処理について表示すること <input type="checkbox"/> ・区域内に法面が生じる場合は、区域内の土砂が流出しないように、道路と <input type="checkbox"/> 	

			法面の間に平場 (50 cm程度) を設けること ・ 太陽光発電設備を記入すること ・ 作成者の氏名を記載すること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	水理計算書	区域内雨水排水に係る計算、作成者の氏名	・ 区域内の水理計算を行うこと ・ 水路の排水勾配は0.5%以上を確保すること ・ 雨水排水計画平面図の縮小図を添付すること ・ 作成者の氏名を記載すること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向及び流末流量、作成者の氏名	・ 方位 ・ 縮尺 ・ 図面名 ・ 図番 ・ 作成日 ・ 事業区域の境界 赤色等で区域内外の境界を記載 ・ 現況道路名 ・ 河川名 ・ 排水構造物 凡例を設けて排水施設ごとに着色すること ・ 排水方向及び流末流量 排水方向を「→」で記入すること ・ 構造物タイプ、勾配、延長を表示すること (水理計算の水路番号を表示すること) ・ 流向、水理計算書で算出した計画高水流量及び計画排水量を表示すること ・ 断面線を表示すること ・ 作成者の氏名を記載すること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	排水施設構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、設計条件及び留意事項、作成者の氏名	・ 縮尺 ・ 図面名 ・ 図番 ・ 作成日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

			<ul style="list-style-type: none"> ・強度 <input type="checkbox"/> ・断面図 <input type="checkbox"/> ・展開図 <input type="checkbox"/> ・設計条件及び留意事項 <input type="checkbox"/> ・作成者の氏名を記載すること <input type="checkbox"/>
20	求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積及び辺長、作成者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 <input type="checkbox"/> ・図面名 <input type="checkbox"/> ・図番 <input type="checkbox"/> ・作成日 <input type="checkbox"/> ・事業区域の境界 赤色等で区域内外の境界を記載 <input type="checkbox"/> ・座標求積又は、三斜求積とする。ただし、座標求積の場合は、全座標点を網羅して求積すること <input type="checkbox"/> ・区域外周及び各施設の辺長を表示すること <input type="checkbox"/> ・土地利用計画図に準じて着色すること <input type="checkbox"/> ・官民境界確定部分は、辺長を確定協議書に整合させること <input type="checkbox"/> ・測点が密集する箇所は、拡用すること <input type="checkbox"/> ・作成者の氏名を記載すること <input type="checkbox"/>
21	資力及び信用に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度事業量、資産総額、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、工事監理者の住所及び氏名並びに役員略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・設立年月日 <input type="checkbox"/> ・資本金 ・法令による登録等 ・従業員数 ・前年度事業量 ・資産総額 ・前年度又は前年の納税額 ・主たる取引金融機関 ・工事監理者の住所及び氏名並びに役員略歴 (参考様式2)
22	施工能力に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・設立年月日 <input type="checkbox"/> ・資本金

		数、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、技術者略歴及び工事施行履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・法令による登録等 ・従業員数 ・前年度又は前年の納税額 ・主たる取引金融機関 ・技術者略歴及び工事施行履歴 (参考様式3) 	
23	許認可又は確認取得状況	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、農地法(昭和27年法律第229号)、森林法その他の関係法令の許認可又は確認の取得状況が確認できるものの写し	<ul style="list-style-type: none"> ・同時許認可以外は、関係法令許可書の写しを添付すること ・同時許認可となるものは、許可申請書の写し(提出先の受付印があるもの)を添付すること ・関係法令チェックリスト 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
24	その他	各図書作成者の資格者証等 発電設備の性能及び品質に関する誓約書 費用の積立計画及び積立額、損害保険の見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・各図書作成者の資格者証等 作成者が資格者である場合は資格者証等の写しを添付すること ・発電設備の性能及び品質に関する誓約書(参考様式4) ・費用の積立計画及び積立額、損害保険の見積書 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
25	その他町長が必要と認める書類	チェックシート、排水同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートに記載のある必要事項を確認及びチェックすること ・排水同意書 排水先の管理者、水利権者、漁業権者、その他関係権利者の同意 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
26	注意事項	本項目記載事項のほか、第13条(許可の基準等)等を確認し必要書類を作成すること		

1 2 第 1 2 条 事業の許可申請

(事業の許可申請)

第12条 事業者は、設置事業に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する前に、事業計画を定め、規則で定める申請書に事業計画その他規則で定める書類を添えて町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

(許可申請の手続)

第 9 条 条例第12条に規定する申請書は、南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書（様式第 8 号）によるものとする。

2 条例第12条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、当該許可申請に係る事業計画に応じて、町長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 別表第 3 に定める図書
- (2) その他町長が必要と認める図書

3 前項に規定する書類及び図書並びに事業計画は、各 2 部提出するものとする。

別表第 3 (第 8 条、第 9 条関係)

図書の種類	明示すべき事項
住民票の写し	申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
位置図	方位、縮尺及び事業区域
公図	
地籍図	地番、地積及び地目並びに権利者の氏名又は名称
登記事項証明書	事業計画地の登記事項証明書
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
設計説明書	造成、排水、設置方法等に関する基本方針、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
構造計算書	再生可能エネルギー発電設備の概要、構造計画、応力算定及び断面算定

現況写真	
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名及び土地利用計画表、作成者の氏名
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工及び事業に関わる法令等の名称、作成者の氏名
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法及び排水方向、作成者の氏名
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算、作成者の氏名
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向及び流末流量、作成者の氏名
排水施設構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、設計条件及び留意事項、作成者の氏名
道路施設構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、舗装構成図及び工事用道路詳細図、作成者の氏名
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、規格値、強度、断面図、展開図、設計条件及び留意事項、作成者の氏名
求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積及び辺長、作成者の氏名
資力及び信用に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度事業量、資産総額、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、工事監理者の住所及び氏名並びに役員略歴
施工能力に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、技術者略歴及び工事施行履歴
許認可又は確認	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、農地法（昭

取得状況	和27年法律第229号)、森林法その他の関係法令の許認可又は確認の取得状況が確認できるものの写し
その他	各図書作成者の資格者証等 発電設備の性能及び品質に関する誓約書 費用の積立計画及び積立額、損害保険の加入証書

(1) 事業の許可申請の手続き

条例第11条に規定する事前協議を終了した後に行う手続きです。具体的には南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書(様式第8号)に必要な事項を記載した上で、規則に定める事前協議書類を添付して提出してください。(別表3、P34~P42参照)。

併せて南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書(様式第7号)により通知を受けた協議事項について、協議を終了したことの確認を受けた内容を取りまとめた事項について添付する必要があります。

(2) 許可申請書の記載事項

条例第12条で定める許可申請は南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書(様式第8号)により行います。申請書の記載事項は次のとおりです。

1 事業者の氏名、住所、電話番号または法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表の職氏名、主たる事務所の電話番号

申請書右上の記載欄に必要な事項を記載してください。印鑑は、法人にあっては代表者印または社印としてください。個人にあっては、実印以外でも可とします。※申請者とは、事業者になります。

なお、代理人が申請する場合は、事業者の記載に加えて、代理人の住所、氏名、連絡先、代理申請を行なえる資格を記載し、委任状及び資格者証等の写しを添付してください。

2 設置事業名

設置事業の名称を記載します。

3 事業区域の所在地

許可申請に係る太陽光発電設備の事業区域が所在する土地の大字・字・地番を全て記載してください。

4 事業区域面積

3で記載した所在地の登記簿の面積の合計を記載してください。

5 想定発電出力

太陽光発電設備から出力される想定発電量を記載してください。

6 現場管理者

氏名、住所、電話番号または法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び担当者の職、氏名、主たる事務所の電話番号を記載してください。

7 設計者

氏名、住所、電話番号または法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び担当者の職、氏名、主たる事務所の電話番号と資格の名称を記載してください。

8 設置工事着手予定年月日

太陽光発電設備の設置工事着手予定年月日を記入してください。

9 設置工事完了予定年月日

太陽光発電設備の設置工事完了予定年月日を記入してください。

10 設置事業に関わる法令等

太陽光発電設備を設置するにあたり、必要なる他の法令に基づく許可、届出等があったら記載してください。

11 原状回復の方法

太陽光発電事業が完了後の太陽光発電設備の撤去及びその処分並びに土地の利用方法について記載してください。

12 災害時の対処法

大雨や台風等の災害時の発電設備破損等に対する対応、地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の連絡先及びその対応等に関する事項を記載してください。

13 条例第5条第6項に係る積立計画等

撤去の積立て、また災害等発生時の措置のための損害保険会社の会社名、保険名、補償内容、見積額等を記載してください。

13 第13条 許可の基準等

(許可の基準等)

第13条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の事業計画が次に掲げる事項について、規則で定める基準に全て適合するものであると認めるときは、許可するものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項
- (2) 事業区域及びその周辺地域における災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項
- (3) 太陽光発電設備の設計及び施工方法に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の許可に、良好な環境の保全又は災害の防止等のため必要な条件を付すことができる。

(許可の基準等)

第10条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項

ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成を行う場合は、必要最小限度にとどめるとともに防災上必要な対策を講じること。

イ 事業区域内の雨水、湧水、その他の水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

ウ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて、必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

- (2) 事業区域及びその周辺地域における災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項

ア 事業区域内の木竹を伐採する場合は、必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等及び土砂の流出等による濁水等の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 設置工事の施工に使用する工事車両による騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 太陽光発電設備の適切な管理、撤去及び処分について必要な措置が講じられていること。

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

カ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーその他設備が設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーその他設備から生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

- (3) 太陽光発電設備の設計等及び施工方法については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定における再生可能エネ

ルギー発電設備の基準に適合したものであること。

(1) 一般的事項

太陽光発電設備の設置事業の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査します。

- 1 次の事項のすべてに該当し申請に係る太陽光発電設備の設置事業を行うことが確実であること。
 - ・太陽光発電設備の設置事業に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る太陽光発電設備の設置事業を行うことが明らかであること。
 - ・太陽光発電設備の設置事業の施行の妨げとなる権利を有する者の全員の同意を得ていること。
 - ・太陽光発電設備の設置事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。
 - ・事業者が太陽光発電設備の設置事業を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
 - ・太陽光発電設備の設置事業に係る土地の面積が必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これを斟酌（しんしゃく）して決められたものであること）が明らかであること。
 - ・太陽光発電設備の設置事業の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(2) 災害防止の措置に関する事項

1 伐採、切土、盛土、捨土関係

① 立木の伐採

太陽光発電設備の設置事業地全体の立木を一度に伐採せず、本項③に規定する施工順序に示す防災工事に係る伐採のみを行い、同工事の町の確認後に次の伐採を行ってください。

なお、上記に係る伐採した立木を搬出する作業道を設置する場合も同様としてください。

② 土砂の移動量

ア 開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。

イ 太陽光発電施設を自然斜面に設置するとき、設置区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

③ 土工等は次によること。

ア 施工順序としては、洪水調節池、沈砂地、流末処理施設等の防災工事を先行して行い、造成工事は周辺下流域の安全の確認ができる行程を組むこと。

イ 切土は、原則として階段状に行う等、法面の安定を確保すること。また、緑化工が実施される場合には、植生があった切土の表層部（いわゆる土壌）を盛土、客土用に利用できるように必要量を流出崩壊のおそれのない区域に確保すること。

ウ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、厚み30cm程度毎に十分締め固めを行うこと。

エ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置を講ずること。

オ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、豪雨、融雪等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮をすること。

④ 切土は次によること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、現地に適合した安全なものであること。

イ 法面の勾配が上記によることが困難であるか若しくは適当でない場合には、擁壁の設置、その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ウ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5mないし10m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。

エ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置を講ずること。

⑤ 盛土は次によること

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5mを超える場合には勾配が35度（約1.5割）以下であること。

イ 法面の勾配が前述によることが困難であるか若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁、その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ウ 周辺に人家、学校、道路等が近接し、かつ、盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、高さが1mを超える場合には、擁壁の設置、その他法面崩壊防止の措置を講ずること。

エ 盛土高が5mを超える場合には、原則として高さ5m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。なお、小段の幅は原則として2m以上とするが、状況により1mまで縮小できるものとする。

オ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置を講ずること。

カ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うと

ともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講ずること。

⑥ 捨土は次によること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講ずること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ選定すること。

イ 土捨場としては溪間の利用は原則として行わず、やむを得ない場合には、擁壁、暗渠等を設けること。

ウ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれのないものであること。

2 擁壁、法面関係

① 次の場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算した結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合を除く。

ア 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が前述 1 の(2)ないし(5)の各項によることが困難であるか若しくは適当でない場合。

イ 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア)切土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa、bのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

a 表-1において、法面の勾配が中欄の角度以下であるもの(図1~3のaの区域)。

b 表-1において、法面の勾配が中欄の角度を超え、右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの(図1~3のbの区域)。

この場合において、法面の勾配が一律ではなく、aに該当する法面の部分により上下に分離されているときは、その法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。(図4)

(イ)盛土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが1mを超えるもの。(図5)

表-1

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限(勾配)	擁壁等を要する 勾配の下限(勾配)	参考図
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度(1:0.58)	80度(1:0.18)	図1
風化の著しい岩	40度(1:1.19)	50度(1:0.84)	図2
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度(1:1.43)	45度(1:1.00)	図3

図1 軟岩（風化の著しいものを除く）の場合

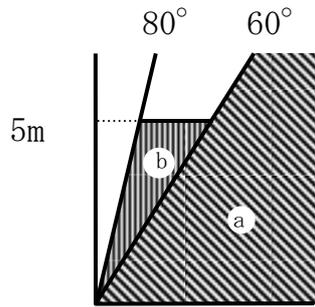


図2 風化の著しい岩の場合

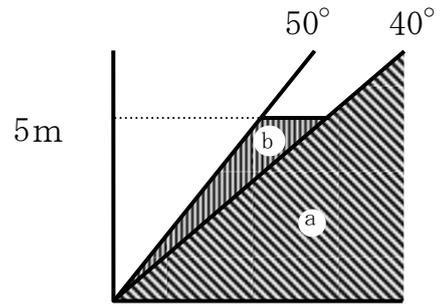


図3 砂利、真砂土、硬質粘土
その他これに類するものの場合

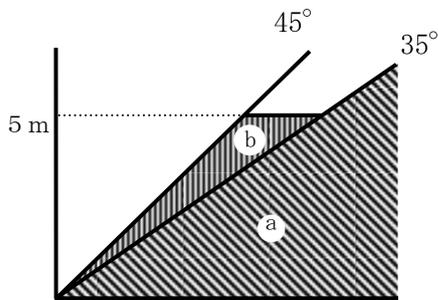
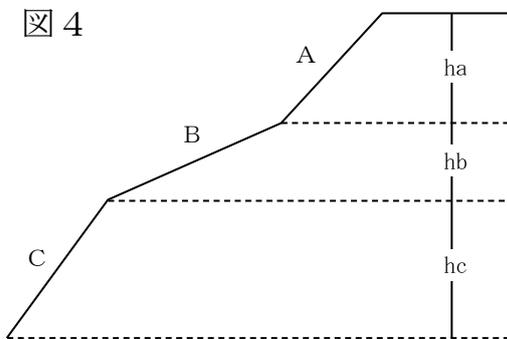
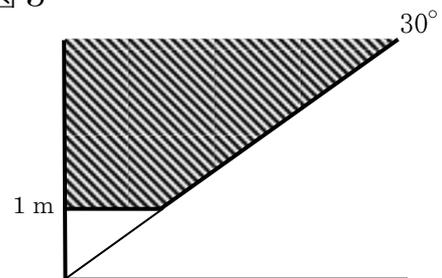


図4



法面Bが表1の中欄の角度以下に該当し、法面AとCの勾配がaもしくはbに該当しない場合にあつては、法面の高さは $h_a + h_c$ として算出する。

図5



② 擁壁の構造

- ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴を設けること。

③ 法面保護

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合、又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行うこと。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施行すること。

イ 表面水、湧水、溪流等に法面が浸食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置を講ずること。この場合における擁壁の構造は②（P 50）によること。

3 堰堤（えんてい）関係

① 堰堤等の容量は、次のア、イにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1 ha当たり1年間におおむね200 m³ないし400 m³を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮のうえ、適切に定めること。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、表-2を参考として別途積算すること。

② 堰堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

③ 堰堤等の構造については、「治山技術基準」や「河川砂防技術」等に基づくものであること。

表-2 1ヘクタール当り1年間の流出土砂量

開発行為の期間中	200~400m ³		
開発行為終了後	裸地	終了後1~3年	50m ³
		終了後4~5年	20m ³
	草地		15m ³

4 排水施設関係

① 排水施設の断面

計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。計画流量の算定は、原則として次によるものとする。

ア 流量の算定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec) V : 流速 (m/sec)

A : 通水断面 (m²)

イ 流速の算定 (マニング式)

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数 (粗度係数は、表-3及び表-4の値を標準とする。)

R : 径深 = A/q (m)

q : 潤辺長

I : 水路勾配 (分数又は小数)

ウ 雨水流出量の算定 (ラショナル式)

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、これによって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec) = ピーク流量

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

(ア) 流出係数については、表-5を参考として定めること。ただし、特に浸透能が大きいと判断できる土地以外においては、林地は0.7、草地は0.8、耕地は0.8、裸地は0.9を用いること。

なお、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表-5によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

(イ) 設計雨量強度については、表-6及び表-7に定められた確率年及び単位時間により、「熊本県内における確率降雨強度の算定」(熊本県土木部河川課)を参考として求めること。

排水施設の設計では、流量のみを満足すればよいということだけでなく、流速が大きすぎれば溝が洗掘されるおそれがあり、又小さすぎれば土砂等が堆積するので、流速は、0.6~4.0 m/secの間になるよう努めること。

雨水のほか、土砂等の流入が見込まれる場合、又は排水施設の設置箇所から判断して溢水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じて前項に定めるものより大きく定めること。

表－3 河道の粗度係数

河川・水路の状況		nの値
人工水路・改修河川	コンクリート人工	0.014 ～ 0.020
	水路スパイラル半管水路	0.021 ～ 0.030
	両岸石張小水路（泥土床）	0.025（平均値）
	岩盤掘放し	0.035 ～ 0.050
	岩盤整正	0.025 ～ 0.040
	粘土性河床、洗掘のない程度の流速	0.016 ～ 0.022
	砂質ローム、粘土質ローム	0.020（平均値）
	ドラグライン浚渫、雑草少	0.025 ～ 0.033
自然河川	平野の小流路、雑草なし	0.025 ～ 0.033
	平野の小流路、雑草、灌木有り	0.030 ～ 0.040
	平野の小流路、雑草多し、礫河床	0.040 ～ 0.055
	山地流路、砂利、玉石	0.030 ～ 0.050
	山地流路、玉石、大玉石	0.040 ～ 0.080
	大流路、粘土、砂質床、蛇行少なし	0.018 ～ 0.035
	大流路、礫河床	0.025 ～ 0.040

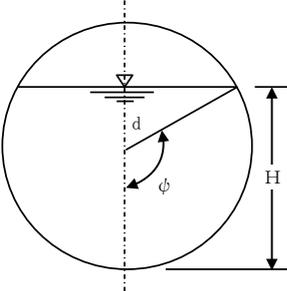
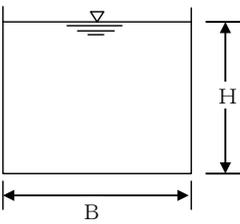
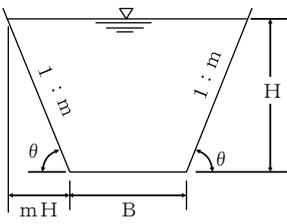
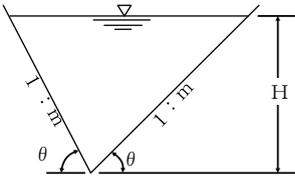
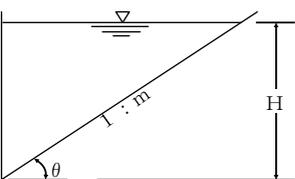
（建設省河川砂防技術基準（案）同解説（調査編） [H9日本河川協会] より引用）

表－４ 排水施設の粗度係数

排水施設の種類		n	
素掘り	土	0.020 ～ 0.025	
	砂れき	0.025 ～ 0.040	
	岩盤	0.025 ～ 0.035	
現場施工	セメントモルタル	0.010 ～ 0.013	
	コンクリート	0.013 ～ 0.018	
	粗石	練積	0.015 ～ 0.030
		空積	0.025 ～ 0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011 ～ 0.014	
	コンクリート管	0.012 ～ 0.016	
	コルゲートパイプ	0.025 ～ 0.035	

(建設省河川砂防技術基準(案)同解説(調査編) [H9日本河川協会] より引用)

(参考) 各種断面の排水断面積及び径深

断面積		排水断面積 A	径深 R
円形	 <p>$H = d (1 - \cos \psi)$</p>	$d^2 \left(\psi - \frac{1}{2} \sin 2\psi \right)$ <p>(ψ : ラジアン)</p>	$\frac{d}{2} \left(1 - \frac{\sin 2\psi}{2\psi} \right)$ <p>(ψ : ラジアン)</p>
長方形		$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{2H + B}$
台形		$H (B + mH)$ <p>又は</p> $H (B + H \cot \theta)$	$\frac{H (B + mH)}{B + 2H \sqrt{1 + m^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H (B + H \cot \theta)}{B + 2 \operatorname{cosec} \theta}$
三角形		$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$ <p>又は</p> $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1 + m_1^2} + \sqrt{1 + m_2^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin (\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
		$\frac{mH^2}{2}$ <p>又は</p> $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1 + m^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

表－5

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6 ～ 0.7	0.5 ～ 0.6	0.3 ～ 0.5
草地	0.7 ～ 0.8	0.6 ～ 0.7	0.4 ～ 0.6
耕地	—	0.7 ～ 0.8	0.5 ～ 0.7
裸地	1.0	0.9 ～ 1.0	0.8 ～ 0.9

表－6 雨量強度の確率年

名称	確率年
排水施設	10年
洪水調整	30年
余水吐	100年

表－7 単位時間

流域面積	単位時間
50ha以下	10分
100ha以下	20分
500ha以下	30分

(参考) 降雨強度

ブロック	ブロック No.	確率年	降雨強度式	到達時間			備考
				10分	20分	30分	
一 城 北	I—B	10年	$1,906/(t^{0.689}+9.33)$	134.1	110.8	96.5	
		30年	$1,949/(t^{0.689}+7.53)$	161.2	132.3	115.1	
		100年	$1,992/(t^{0.689}+6.14)$	190.9	155.6	135.0	

「熊本県内における確率降雨強度の算定（平成20年6月）」（熊本県土木部河川課）より抜粋

② 排水施設の構造等

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な柵又はマンホールの設置、更に有孔管等を設置する場合には日本道路協会の「道路土木指針」等に基づく適切なフィルター材を用いて埋め戻す措置等を講ずること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置を適切に講ずること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。

オ 前述により、河川等、又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。

カ アからエまでの基準によるほか、表面流を安全に流下させるために、排水施設の設置等の対策を適切に講ずること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散さ

せるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や、物理的な被覆の措置を適切に講じていること。

5 落石防止関係

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。

6 洪水調節池施設関係

災害の発生の防止に係る洪水調節池の設置

① 洪水調節池の設置

ア 洪水調節池の設置は、原則として事業区域内に計画すること。

イ 洪水調節池を設置し河川に排水する場合には、あらかじめ河川管理者、水利権者、漁業権者、その他関係権利者の同意を得ていること。

② 洪水調節池の容量

ア 洪水調節池容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれること。

イ 当該開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査のうえ、必要があればこの超える量も調節できる容量であること。

ウ 洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他の適切な方法で行うこととする。

なお、下流河川等の最小比流量が $5 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{K m}^2 (= 0.05 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{h a})$ を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。

③ 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

④ 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

⑤ 洪水調節池の設計

原則として次のとおりとする。

ア 下流河川等の排水能力の変更地点ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量（流下能力÷集水区域面積）を算定し、比流量が最低となる地点の流下能力を次式により算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q：下流河川等の流下能力（ m^3/sec ）

v：下流河川等の流速（ m/sec ） [Manning公式で算出すること]

a : 下流河川等の断面 (m²)

イ「調節池の許容放流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{pc} = Q \cdot A / A'$$

Q_{pc} : 調節池の許容放流量 (m³/sec)

Q : 下流河川等の流下能力 (m³/sec)

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

A' : Q の算出地点の集水区域面積 (ha)

ウ「許容放流量に対応する雨量強度」は次式により算出すること。

$$r_c = Q_{pc} \cdot 360 / (f \cdot A)$$

r_c : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)

Q_{pc} : 調節池の許容放流量 (m³/sec)

f : 開発後のAの流出係数

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

エ「調節必要容量」は、次式により算出することができるものとする。

$$V = (r_{30} - r_c / 2) \cdot t \cdot f \cdot A \cdot 1 / 6$$

V : 調節必要容量 (m³)

f : 開発後のAの流出係数

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

r_{30} : 30年確率雨量強度 (mm/hr)

r_c : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)

t : 任意の継続時間 (分)

この式において、必要容量が最大となる降雨継続時間 (分) を求め算出する。

オ「調節池の必要容量」は、エ式で算出した調節必要容量に、当該調節池に流入する土砂の堆砂量 (若干の安全率を見込むこと) を見込んだ容量とすること。カ 洪水調節池の構造

(ア)「排水孔 (又は放流管) の断面積」は、次式により算出すること。

$$S = Q_{pc} / (C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H})$$

S : 排水孔の断面積 (m²)

Q_{pc} : 許容放流量 (m³/sec)

C : 流量係数 (0.6~0.9、通常0.6)

g : 重力加速度 (9.8m/sec²)

H : 調節有効水深 (m)

(イ)「100年確率の洪水流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{100} = 1 / 360 \cdot f \cdot r_{100} \cdot A$$

Q_{100} : 洪水流量 (m³/sec)

f : 開発後の流出係数

r_{100} : 100年確率の雨量強度 (mm/hr)

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

(ウ) 「余水吐の設計上の洪水流量」は次式により算出すること。

$$Q'_{100} = C' \cdot Q_{100}$$

Q'_{100} : 余水吐の設計上の洪水流量 (m^3/sec)

C' : 安全率 コンクリートダムにあつては1.2
フィルダムにあつては1.44とする

Q_{100} : 100年確率の洪水流量 (m^3/sec)

(エ) 「余水吐の設計」は、次の方式によること。

$$Q'_{100} = 2 / 15 \cdot C \sqrt{2 \cdot g \cdot h^3} (2 b u + 3 B)$$

Q'_{100} : 余水吐の流量 (越流量) (m^3/sec)

C : 流量係数

g : 重力加速度 ($9.8\text{m}/\text{sec}^2$)

h : 越流水深 (m)

$b u$: 余水吐の上長 (m)

B : 余水吐の下長 (m)

上式において、 $C = 0.6$ とすれば、次のとおりとなる。

設計にあたっては、更に余裕高を見込んで設計すること。

・ 余水吐断面が長方形の場合は

$$Q'_{100} = 1.77 \cdot B \cdot h^{\frac{2}{3}}$$

・ 余水吐断面が台形の場合は

a 側壁勾配が 1 : 1 のとき

$$Q'_{100} = (1.77 B + 1.42 h) h^{\frac{2}{3}}$$

b 側壁勾配が 1 : 0.5 のとき

$$Q'_{100} = (1.77 B + 0.71 h) h^{\frac{2}{3}}$$

(3) 水害防止に関する基準

水害の発生の防止に係る洪水調節池等の設置

1 洪水調節池の設置

- ① 洪水調節池の設置は、原則として事業区域内に計画すること。
- ② 洪水調節池を設置し河川に排水する場合には、予め河川管理者の同意を得ていること。

2 洪水調節池の容量

- ① 洪水調節容量は、当該開発行為を行う下流のうち30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることのできない地点のうち、当該開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点で

の30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量を見込むこと。

なお、当該地点の選定にあたっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ること。

② 洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他適切な方法で行うこととする。

なお、下流河川等の最小比流量が $5 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{k m}^2 (=0.05 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{h a})$ を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。

③ ピーク流量を流下させることのできない地点の生じない場合には、「災害の発生の防止に係る洪水調節池の設置」によること。

3 余水吐の能力

コンクリートダムにあつては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

4 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

5 洪水調節池の設計

① 下流狭隘（きょうあい）部の調査

下流河川等の狭隘部における流下能力を、その地点の断面、勾配を測定し算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q：下流河川等の流下能力 (m^3/sec)

V：下流河川等の流速 (m^3/sec)

a：下流河川等の断面 (m^2)

※ 調査をする範囲は、その地点における開発中及び開発後の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量が、開発前の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量に比して1%以上増加する範囲とする。

ピーク流量は次式により算出する。

$$Q_i = 1/360 \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

f_i ：i地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数

r_{30} ：i地点での30年確率で想定される雨量強度 ($\text{mm}/\text{h r}$)

A_i ：i地点の集水面積 (h a)

② 上記調査結果に基づき当該開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調節池を設計する。

なお、当該地点の選定にあたっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることとする。

③ 当該選定地点（X）における許容放流量は次式により算定することができる。

$$q_{xpc} = Q_x \cdot (a \cdot f) / (A_x \cdot F_x)$$

- q_{xpc} : X地点における許容放流量
 Q_x : X地点での安全に流下させることのできるピーク流量
 a : 洪水調節池の集水区域の面積 (ha)
 f : 洪水調節池の開発前の流出係数
 A_x : X地点の集水区域の面積 (ha)
 F_x : X地点の開発前の流出係数

(2) 洪水調節容量及び構造は、(2) - 6 - ⑤ - エ以降 (P 58 以降)

(3) によること。

6 技術基準について

① 水害の防止に関する技術基準については、本要項の基準によるほか、次の基準によるものとする。

ア「防災調節池等技術基準(案)」(社団法人日本河川協会発刊)

イ「開発許可申請に伴う調節池設置基準(案)」(平成27年8月熊本県土木部河川港湾局河川課)

② ①のア及びイの基準に基づき協議した結果、洪水調節池の設置を要しないとされる場合には、「水害防止に関する基準」(P 59 ~ P 61)により洪水調節池の設置の検討を行うものとする。

7 現存施設について

造成地内に現存する溜池等防災機能を有する施設は、極力これを保存するものとする。

(4) 生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項

- ・ 森林や草原、川等がある自然環境豊かな箇所に隣接する場合には、既存樹木等を活かす計画としてください。
- ・ 自然環境保全上特に必要があるときは、設置工事を数ブロックに区分して、ブロック間に緩衝エリアとしての緑地を設ける等、自然の連続性に配慮した施工としてください。
- ・ 事業区域内に良好な自然環境の存する土地や レッドデータ種等の希少野生動植物が生息、生育する土地がある場合には、保全措置を講じる必要があります。
- ・ 地域の植生を考慮し、事業地内の用土の活用や現存樹木の移植等、地域の植生に適合した緑化を行ってください。
- ・ 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定してください。
- ・ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられている必要があります。
- ・ 水資源の確保を図るため、浸透施設等を設置等により地下水の涵養機能の保持に配慮する必要があります。
- ・ 設置工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。
- ・ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度

の色彩とし、低反射（反射光を抑える処置がされたもので、文字や絵、図等が描かれていない等のものを使用していること。

- ・ 太陽光モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用してください。

周囲から太陽光発電設備が見えないような措置等を行う場合を除き、景観に配慮された太陽電池モジュールと同様にしてください。

- ・ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備は、周囲の景観に調和した色彩としてください。

周囲から太陽光発電設備が見えないような措置等を行う場合を除き、茶系色等周囲の景観と調和した色彩としてください。

- ・ 住宅等に事業区域が近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他必要な措置を講じてください。

住宅だけでなく、事務所、店舗に対しても同様な措置を講じてください。

植栽と不透過性のフェンス、小堤等を組み合わせることにより高い効果が得られると考えられます。

- ・ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーその他設備が設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーその他設備から生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていることが必要です、なお、あらかじめ住宅等に隣接しないように設置するような計画の策定望ましいと考えます。

植栽を設置する場合には、獣害（食害）の対策として獣害対策フェンスの設置等を検討してください。

(5) 太陽光発電設備の設計等及び施工方法について

太陽光発電設備の設置について、再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定を受けるのに必要な事項に適合していることを求めるものであり、併せて資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」についても遵守し計画を策定してください。

1.4 第14条 変更の許可等

(変更の許可等)

第14条 前条第1項の許可を受けた事業者が当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による変更の許可の申請をした事業者は、第8条から第11条までに規定する手続を再度実施しなければならない。ただし、第9条及び第10条の規定は、当該事業計画の変更が事業区域及びその周辺の地域の環境の保全等に及ぼす影響を勘案して、町長が認める場合はこの限りでない。

(変更許可申請の手続等)

第11条 条例第14条第1項に規定する申請書は、南関町太陽光発電設備設置事業変更許可申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)
- (2) 事業者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
- (3) その他町長が認めるもの

3 条例第14条第2項に規定する届出は、南関町太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書(様式第10号)により行うものとする。

(1) 変更許可申請

設置許可の申請に係る事項(条例第12条)を変更しようとするときは、あらかじめ、南関町太陽光発電設備設置事業変更許可申請書(第9号様式)により町長の許可を受けなければなりません。また、変更許可申請前に、変更する事項について、条例第8条から第11条までの手続を行わなければならない。

1 変更許可が必要な事項

- ① 太陽光発電施設の設置の場所
 - ・事業区域の面積の増減に伴い、土地の地番に変更がある場合
- ② 事業区域の位置または面積
 - ・太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合
 - ・事業区域の面積が変更になる場合(面積の増減に関わらず)
- ③ 太陽光発電施設の出力(太陽電池の合計出力を含む)
 - ・発電出力を変更する場合(出力の増減に関わらず)
- ④ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
 - ・太陽光発電設備の増減を行う場合
 - ・事業実施予定期間を延長する場合

- ⑤ 太陽光発電施設の設置計画及び太陽光発電施設の構造に関する事項
 - ・事業区域の木竹の伐採及び土地の形質変更を行う場合
 - ・擁壁・排水設備等の工作物を変更する場合（新設又は廃止を含む）
 - ・太陽光発電設備の構造を変更する場合
- ⑥ 環境の保全上又は災害発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがある変更
- ⑦ 既存の太陽光発電設備（集電箱、パワーコンディショナー、送電設備等）を利用して新たな設備を設置する場合で、既存の太陽光発電設備と維持管理上、明らかに別の設備設置工事と判断される場合。
- ⑧ 条例第14条第3項ただし書きについては、計画変更の内容により判断することとなります。
- ⑨ その他町長が必要だと判断した事項
 - ・設置許可を受けた者が当該許可に係る太陽光発電事業の全部又は一部を譲渡し、もしくは設置許可を受けた者について、相続、合併、分割、売買、贈与等、権利の異動が伴う事業者の変更の場合は、誓約書（参考様式5）の提出により、軽微変更届出（様式第10号）によることが出来ます。ただし、誓約書（参考様式5）の提出が無い場合には、変更許可申請書（様式第9号）の提出が必要となります。
 - ・記載以外の案件については、個別にご相談ください。

（2）変更の許可を要しない軽微な変更の届出

条例第14条では、軽微な変更については、南関町太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書（様式第10号）の届出で足りるものとしています。軽微な変更の内容は、次に掲げる事項になります。

1 軽微な変更内容

- ① 事業者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）
- ② 事業者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）
 - ・①②について、事業者が個人の場合は変更となったことが確認できる住民票を、法人の場合は変更となったことが確認できる登記事項証明書を添付してください。
- ③ その他町長が認めるもの
 - ・設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更
破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為

※ 事業計画に変更が生じる場合は、早めにご相談ください。

1 5 第 1 5 条 設置工事の着手等の届出

(設置工事の着手等の届出)

第15条 事業者は、設置工事の着手、中断、再開又は完了をしたときは、規則で定めるところにより、その都度速やかに町長に届け出なければならない。

(工事着手等届出書)

第13条 条例第15条の規定による届出は、南関町太陽光発電設備設置事業工事着手（中断、再開、完了）届出書（様式第13号）によるものとする。

(1) 設置工事着手（中断、再開、完了）届出

設置工事は、許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手（中断、再開、完了）したときは遅滞なく、南関町太陽光発電設備設置事業工事着手（中断、再開、完了）届出書（様式第13号）により、その旨を町長に届け出る必要があります。

16 第16条 設置工事完了の検査

(設置工事完了の検査)

第16条 事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、町長の検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の通知を受けた後でなければ、事業を開始してはならない。

(工事完了検査の申請)

第14条 条例第16条第1項の規定による検査を受けようとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第16条第2項の規定による通知は、南関町太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書(様式第15号)により行うものとする。

(1) 完了検査申請

設置工事が完了した場合は、以下の1から6に掲げる書類一式及び図面等を添付し、受験希望日の14日前までに南関町太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書(様式第14号)を提出してください。

なお、日程の調整については、事前に協議をしてください。

1 工事写真(各工程写真)

各工程の状況がわかる写真(カラー)を提出してください。

また、複数方向から撮影を行い、その撮影位置、方向を明示した図面も添付してください。

2 工事完了状況が確認できる写真

工事の完了がわかる写真(カラー)。

事業地の詳細がわかるよう、複数方向から撮影を行い、その撮影位置、方向を明示した図面も添付してください。

3 事業区域の位置を示す図面

4 土地利用計画平面図

2部のうち1部は、現地検査用として必要となります。

5 事業区域確定図

2部のうち1部は、現地検査用として必要となります。

6 その他設計図書と整合していることが確認できる資料

土質試験結果の写し、土質試験結果、改良材添加量の確認資料、資材伝票等を添付してください。

(2) 完了検査

完了検査は、許可内容と現地が合致しているか書類検査及び現地検査により確認を行います。

(3) 検査後の通知

検査終了後、許可申請の内容と適合していると認めるときは、南関町太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書（様式第15号）により通知します。

（4）検査完了前の事業開始の禁止

事業者は、様式第15号の通知を受けた後でなければ事業を開始できません。

17 第17条 監督処分

(監督処分)

第17条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第13条第1項に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき。

(2) 第14条第1項本文の規定により許可を受けなければならない事項を、同項の許可を受けずに変更したとき。

2 町長は、第13条第1項若しくは第14条第1項本文の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない設置事業について、事業者（設置工事の下請人を含む。）又は現場管理者に対して、当該設置工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、環境の保全等のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合、町長は、設置許可又は変更の許可を取り消すことができます。

1 条例第13条に規定する許可基準を満たさないと認めるに至ったとき

2 条例第14条に規定する変更許可申請が必要となる事業計画の変更を、許可を受けずに実施したとき

(2) 施工の停止

第13条第1項若しくは第14条第1項の許可に付した条件に違反し、許可の内容に適合していない設置事業について町長は、設置工事の施工の停止または、期間を定めて環境保全等に必要な措置を講じるよう命じることができます。

1 8 第 1 8 条 事業区域の適正管理

(事業区域の適正管理)

第18条 事業者は、事業を実施している間、環境の保全等が図られるよう事業区域を適正に管理しなければならない。

2 事業者は、設置事業を完了したときは、設置した太陽光発電設備の管理に関する内容（変更内容を含む。）を事業が完了するまでの間、事業区域内の見やすい場所に掲示するものとする。

3 事業者は、規則で定めるところにより、適正に管理するための計画を作成し、町長に提出しなければならない。

4 事業者は、規則で定めるところにより、適正な管理結果を町長に報告しなければならない。

(適正管理)

第15条 条例第18条第3項及び第4項の規定による提出等は、南関町太陽光発電設備適正管理計画書（様式第16号）、南関町太陽光発電設備適正管理結果報告書（様式第17号）によりそれぞれ行うものとする。ただし、事業区域の面積が1ヘクタール以上とする。

事業者は、周辺環境の保全に支障が生じないように、また太陽光発電事業を長期安定的に運営するため、事業地や太陽光発電設備等について常時安全かつ良好な状態を維持する必要があります。このため、全ての事業者に対し、適正管理基準に従い適正な維持管理を義務づけています。

(1) 適正管理基準

太陽光発電事業者は、次に掲げる管理に関する基準に従って、太陽光発電設備等を適正に管理をしなければなりません。

1 事業地及び太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

2 事業区域内外の水路が区域内及びその周辺の地域に出水等による災害が生じないように、太陽光発電設備と合わせて、定期的に点検・維持管理すること。

水路が堆積土砂、落ち葉等により詰まっていないか、確認してください。

3 調整池、沈砂池などがある場合は、調整能力を発揮できるよう堆積土砂の管理を行うこと。

調整池等は、設計の際に堆積土砂の搬出時期を計画して構造規模を決定しており、一定の土砂を堆積できるような構造となっています。しかし、各設備において、環境条件が異なることから、定期的に堆積土砂の点検を実施するようにしてください。

4 防犯対策や不法投棄対策等の観点からも、太陽光発電設備の設置工事後は不要なものは全て撤去するとともに、設置期間中は雑草等を定期的に除草すること。

除草の際には周辺土地への影響を考慮し、除草剤等の薬剤を使用しないこととし、やむを得ず薬剤を使用する場合は、事前に周辺土地所有者等への周知を図るとともに、薬剤が

周囲へ飛散しないような措置を講じてください。

なお、利水関係者の周知先として、水利権者、土地改良区、農業組合、漁協等が考えられます。

(2) 適正管理計画

太陽光発電事業者は、上記の基準に従って管理を行うための計画（以下、適正管理計画）を作成し、当該計画により適正な管理を行わなければなりません。

なお、電気事業法第42条で定める保安規程を作成している場合や改正FIT法の維持管理計画を作成済みの場合には、下記の「適正管理計画において記載する項目」の内容が充足しているか確認し、不足している場合は、追加または別紙にて記載してください。

「適正管理計画」（参考様式6、P72～P83）の「様式例」及び「記載例」を参考に施設規模や周辺状況に応じて適切な計画を作成してください。

また、適正管理の基本事項について、事業が完了するまでの間、事業区域内の見やすい場所に掲示する必要があります。

1 適正管理計画において記載する項目

① 適正管理の基本的事項

- ・ 作成日
- ・ 事業者名
- ・ 施設の設置場所
- ・ 保守点検責任者
- ・ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）
- ・ 運転開始年月日
- ・ 適正管理の内容
施設全般、太陽光発電設備、附帯施設、事業区域などに関する維持管理の内容
- ・ 損害保険の加入状況
- ・ 事業を廃止する際の対応

② 適正管理の実施体制

- ・ 太陽光発電設備等の適正管理に関する組織体制や人員体制、連絡体制（組織図などを用いて記載）

※管理を委託している場合や電気主任技術者が必要な場合は、その者を含めてください。

③ 適正管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

- ・ 点検箇所、点検項目、点検方法及び頻度

「適正管理計画」（参考様式6、3. 適正管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度、P74～P77）記載の点検箇所及び点検項目は必須としてください。

- ・ 事業規模や施設の立地場所に応じて、点検箇所等の追加を行ってください。また擁壁や調整池など設置されていない場合は除外して構いません。

- ・既存の点検項目用紙等がある場合は、当該用紙を活用して差し支えありません。

(3) 適正管理計画の見直し

適正管理計画は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、確認や見直しを行ってください。

(4) 適正管理計画の提出

事業地の面積が1ヘクタール以上の事業計画を実施する者は、条例第11条の事前協議の手続きの際に、南関町太陽光発電設備設置事業適正管理計画書（様式第16号）により、提出してください。

また、適正管理計画提出後、適正管理の内容を変更したときは、速やかに変更後の南関町太陽光発電設備設置事業適正管理計画書（様式第16号）により、提出してください。備考欄に「計画の変更」と記載し、変更した計画の箇所が分かるように着色してください。

(5) 適正管理の結果と報告

南関町太陽光発電設備設置事業適正管理計画書（様式第16号）を提出する事業者は適正管理計画に従い実施した適正管理の結果を記録し、適正管理を行った当該年度（4月1日から翌3月31日まで）の期間の記録を、翌年度の6月30日までに、南関町太陽光発電設備設置事業工事適正管理結果報告書（様式第17号）に必要書類を添えて提出しなければなりません。（例：事業年度 R 5 . 4 . 1 ~ R 6 . 3 . 3 1 の時は、R 6 . 6 . 3 0 までに提出）

添付する書類は

- ・適正管理計画に基づく結果書類
- ・適正管理計画の結果がわかる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

記録の作成は、本手引書P 7 4 ~ P 7 7 を参考に、「3 適正管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度」に「保守点検結果欄」を設けるなど、提出した適正管理計画に沿った適正管理を実施したことが分かるよう記載してください。

適正管理計画

1. 維持管理の基本的事項

- ① 事業者名

- ② 施設の設置場所

- ③ 保守点検責任者

- ④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

- ⑤ 運転開始年月日
令和 年 月 日
- ⑥ 維持管理の内容
 - 施設全般

 - 太陽光発電設備

 - 附帯施設

 - 事業区域

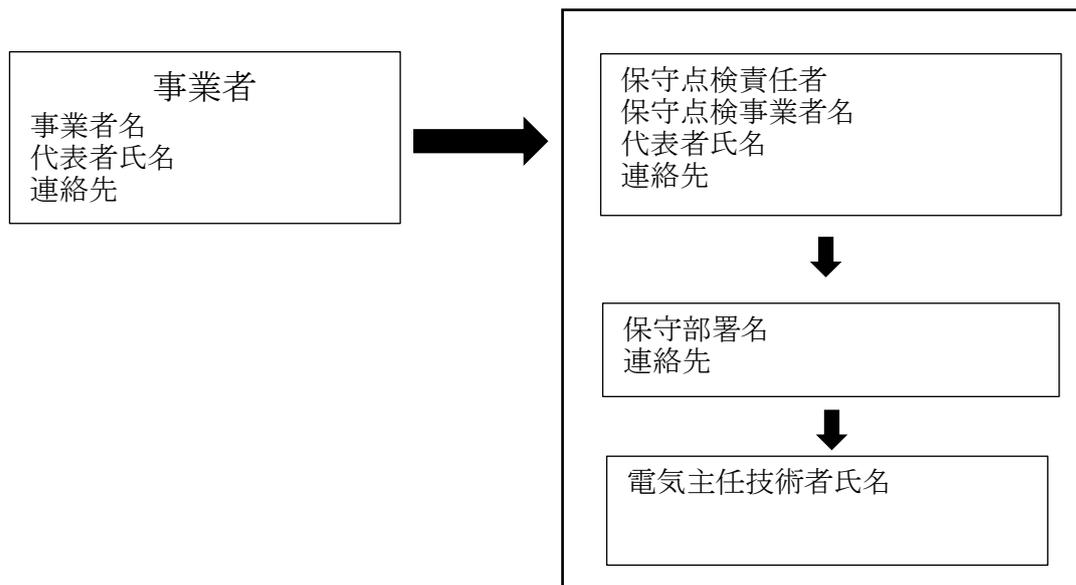
⑦損害保険の加入状況

施設賠償責任保険

⑧事業を廃止する際の対応

- ・ 廃止に要する費用の確保に関する方法
- ・ 太陽光発電設備の処分方法
- ・ 廃止後の事業区域の利用計画

2. 維持管理の実施体制



3. 適正管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
太陽電池アレイ	太陽電池 モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない			
		端子箱に破損、変形がない			
		フレームに破損、変形がない			
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている			
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている			
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない			
		架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない			
		積雪等による沈降や腐食、変形がない			
		基礎土砂流出がない			
		基礎ぐいに腐食がない			
	接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない		
固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている					
コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない					
配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない				
漏電遮断機	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		加熱等による変形がない			
	配線	配線に著しいきず、破損がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
パワーコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
		運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない			
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			

(2) 附帯施設

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
法面・擁壁	切土法面	小段の沈下がない			
		排水溝の損傷がない			
		目地にずれがない			
		開口量の大きな亀裂が発生していない			
		吹付工法等の剥離がない			
		法枠工法等の破断がない			
		はらみ出しの発生がない			
		大量の湧水（濁り）がない			
		崩落がない			
		上部斜面からの土砂流出がない			
	盛土法面	小段の沈下がない			
		段差が発生していない			
		排水溝の損傷がない			
		法尻の崩壊がない			
		オーバーフローによる洗掘がない			
		大量の湧水（濁り）がない			
		湧水箇所の軟弱化がない			
	擁壁	亀裂、割れが生じていない			
		座屈、段差、傾斜がない			
		つなぎ目にずれがない			
		水抜き穴につまりがない			
水抜き穴から異常な土砂流出がない					
地山に変形がない					

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考	
排水設備	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない				
		亀裂、ずれがない				
		破損がない				
		排水設備外への漏水がない				
調整池	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない				
		堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない				
		草木の繁茂がない				
	基盤	堤体の基礎に、漏水、地山のはらみ出し、沈下及び崩壊がない				
	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない				
		越流部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない				
		放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない				
	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない				
		呑口部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない				
		吐き口に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない				
		油等の浮遊がない				
	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない				
		天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない				
		貯留部底地に著しい土砂の堆積がない				
		油等の浮遊がない				
		下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない				
	防護柵、塀	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない			
		標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない			
		入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない			
	進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
事業地周辺への土砂の流出がない						
雨水等による洗掘がない						
草木の繁茂がない						

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない			
		段差、傾斜がない			
		空洞の発生（土砂の流出）がない			
		隆起の発生がない			
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

※1 上記点検項目を網羅していれば、別葉としても差し支えありません。（法面、擁壁等、排水路、調整池など上記点検箇所の設備等が設置されていない場合は除外して構いません。）

※2 施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

作成日 令和〇年〇月〇日

適正管理計画

1. 適正管理の基本的事項

① 事業者名

株式会社 南関町 代表者名 ○○○○

② 施設の設置場所

南関町大字関町○○○○

③ 保守点検責任者

保守点検 株式会社 代表者 □□□□

④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

10,800㎡ 108kW (118kW)

⑤ 運転開始年月日

令和〇年〇月〇日

⑥ 適正管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、地元専門業者と業務委託契約を結び、異常が発生した場合には、直ちに対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○附帯施設

- ・排水設備、調整池のコンクリート等構造物に亀裂、沈下等がなく、ゴミのつまりや土砂の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。
- ・排水計画外からの流入又は計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。
- ・擁壁・法面に亀裂や崩れがないか巡視を行い、必要に応じ修繕等を実施する。

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。
- ・土砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないよう管理する。

⑦損害保険の加入状況

南関保険会社

企業総合保険

保険の内容 火災や破裂、爆発をはじめ、落雷、風災、雹災、雪災、水災などの自然災害、車両や航空機、そのほかの物体からの衝突、盗難、電氣的・機械的事故の対応

施設賠償責任保険

保険の内容 強風で飛んだパネルが他人の体や物に当たって損害を与えた場合に適用

⑧事業を廃止する際の対応

- ・廃止に要する費用の確保に関する方法

FIT法の廃棄費用積立制度に基づく廃棄費用の外部積み立てを実施

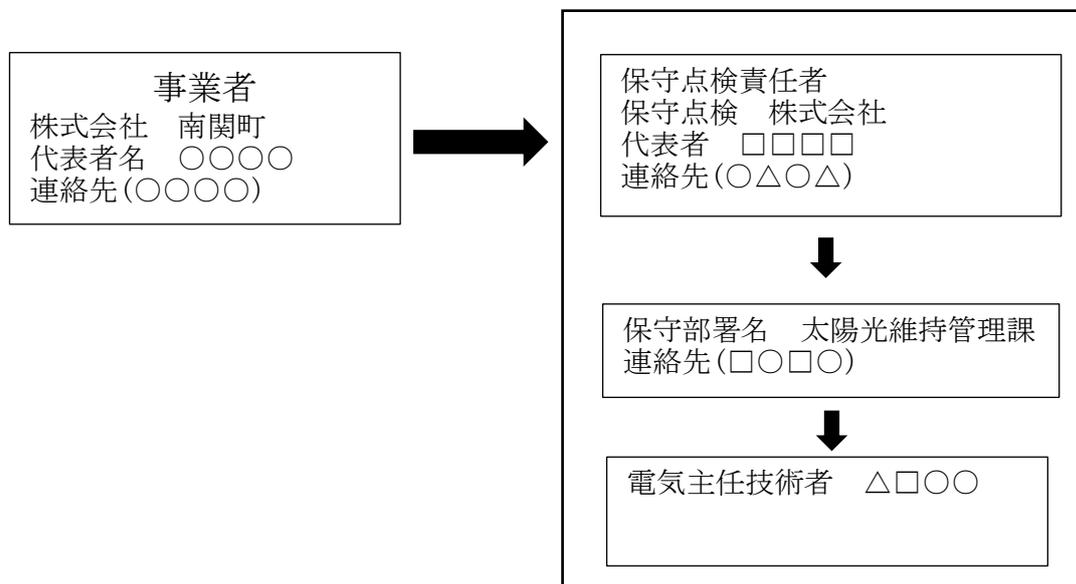
- ・太陽光発電設備の処分方法

廃棄物処理業者へ依頼する

- ・廃止後の事業区域の利用計画

植栽により森林に戻す予定

2. 維持管理の実施体制



※年間の点検結果をまとめた記載例となっておりますが、
点検周期毎の点検結果（例えば、1ヶ月毎であれば毎月の
点検結果）をそのまま添付していただいても構いません。

○保守点検結果の記載事項

- ・ 確認日（対応日）
- ・ 対応状況
- ・ 確認された異常等の概要（対応した施設の
設備IDなども記載してください）
- ・ 対応結果（対応済・対応中等を記載）

別紙

3. 適正管理の保守点検結果

(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	保守点検結果
太陽電池アレイ	太陽電池 モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		端子箱に破損、変形がない	目視	月1回	〃
		フレームに破損、変形がない	目視	月1回	(対応済) <NA108801AN08>R5.6.6 パネルのガラスがひび割 れていたため、新しいも のに交換した。
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている	目視	月1回	年間を通じて異常なし
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損 がない	目視	月1回	(対応中) <NA108801AN08>詳細 は、※1参照
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されてい る	目視	月1回	〃
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破 損がない	目視	月1回	〃
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない	目視	月1回	〃
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行が ない	目視	月1回	〃
		架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破 損がない	目視	月1回	〃
		積雪等による沈降や腐食、変形がない	目視	月1回	〃
		基礎土砂流出がない	目視	月1回	〃
		基礎ぐいに腐食がない	目視	月1回	〃
		固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及 びナットに緩みがない	目視	月1回	〃
接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変 形がない	目視	月1回	〃
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられ ている	目視	月1回	〃
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨 水等の侵入がない	目視	月1回	〃
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損 がない	目視	月1回	〃

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	保守点検結果
漏電遮断機	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		加熱等による変形がない	目視	月1回	〃
	配線	配線に著しいきず、破損がない	目視	月1回	〃
パワーコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	目視	月1回	〃
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている	目視	月1回	〃
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない	目視	月1回	〃
		運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない	目視	月1回	〃
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視	月1回	〃

(2) 附帯施設

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	保守点検結果
法面・擁壁	切土法面	小段の沈下がない	-	-	-
		排水溝の損傷がない	-	-	-
		目地にずれがない	-	-	-
		開口量の大きな亀裂が発生していない	-	-	-
		吹付工法等の剥離がない	-	-	-
		法枠工法等の破断がない	-	-	-
		はらみ出しの発生がない	-	-	-
	盛土法面	大量の湧水（濁り）がない	-	-	-
		崩落がない	-	-	-
		上部斜面からの土砂流出がない	-	-	-
		小段の沈下がない	-	-	-
		段差が発生していない	-	-	-
		排水溝の損傷がない	-	-	-
		法尻の崩壊がない	-	-	-
オーバーフローによる洗掘がない	-	-	-		
大量の湧水（濁り）がない	-	-	-		
湧水箇所の軟弱化がない	-	-	-		

※点検対象項目（法面・擁壁等）の設置がない場合は、斜線や項目を削除するなどしても構いません

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	保守点検結果
法面・擁壁	擁壁	亀裂、割れが生じていない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		座屈、段差、傾斜がない	目視	月1回	〃
		つなぎ目にずれがない	目視	月1回	〃
		水抜き穴につまりがない	目視	月1回	〃
		水抜き穴から異常な土砂流出がない	目視	月1回	〃
		地山に変形がない	目視	月1回	〃
排水設備	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない	目視	月1回	(対応済) <NA108801AN09>R5.7.10 排水枡に土砂が堆積し機能していないことを確認したため、土砂を取り除いた。
		亀裂、ずれがない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		破損がない	目視	月1回	〃
		排水設備外への漏水がない	目視	月1回	〃
調整池	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない	目視	月1回	〃
		堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない	目視	月1回	〃
		草木の繁茂がない	目視	月1回	〃
	基盤	堤体の基礎に、漏水、地山のはらみ出し、沈下及び崩壊がない	目視	月1回	〃
	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃
		越流部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃
		放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃
	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない	目視	月1回	〃
		呑口部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃
		吐き口に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃
		油等の浮遊がない	目視	月1回	〃
	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない	目視	月1回	〃
		天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない	目視	月1回	〃
		貯留部底地に著しい土砂の堆積がない	目視	月1回	〃
		油等の浮遊がない	目視	月1回	〃
下流河川(周辺)に洗掘、崩壊がない		目視	月1回	〃	

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	保守点検結果
防護柵、塀	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
	標識（事業計画, 注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない	目視	月1回	〃
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない	目視	月1回	〃
進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない	目視	月1回	〃
		事業地周辺への土砂の流出がない	目視	月1回	〃
		雨水等による洗掘がない	目視	月1回	〃
		草木の繁茂がない	目視	月1回	年3回草刈りを行った。
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない	-	-	-
		段差、傾斜がない	-	-	-
		空洞の発生（土砂の流出）がない	-	-	-
		隆起の発生がない	-	-	-
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		事業地周辺への土砂の流出がない	目視	月1回	〃
		雨水等による洗掘がない	目視	月1回	〃
		草木の繁茂がない	目視	月1回	年3回草刈りを行った。

※施設の状況に応じて修繕など対応した記録を記載してください（別様でも可）

※1

（現在対応中）＜AB99999C19＞

R5. 10. 10の台風接近に伴う緊急点検を実施した結果、ケーブルの断線を複数箇所確認した。

現在まで、関連するパワーコンディショナーを一時停止措置し、復旧に向け関連部品を発注しているが、在庫不足のため、R5. 12月中の復旧を予定している。

○定期点検以外の点検状況について

R5. 1. 23、翌日の大雪予報が発令されたため、保守点検項目に従い施設の緊急点検を実施した。

19 第19条 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第19条 事業者は、設置事業及び太陽光発電設備を用いる事業により地域住民等及び第三者へ被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、県、町、地域住民等及び第三者へ速やかにその旨を連絡するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための適切な措置を直ちに講じなければならない。

2 事業者は、設置事業及び太陽光発電設備を用いる事業により苦情又は紛争が生じたときは、必要な措置を講ずるとともに適切かつ誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(1) 緊急時の措置等

事業者は、予期せぬ災害の発生やその他の事由により、周辺の環境、地域住民等及びその他の第三者に被害が発生した場合、または発生する恐れがある場合には、県、町、地域住民等及び第三者への速やかに連絡できる体制づくりや適切な措置を講じること、また苦情又は紛争が生じたときは、必要な措置を講じることと適切かつ誠意を持って解決にあたることも義務付けていることから、それぞれの対応について事前に対応方法、方針等について規定しておく必要があります。

また、事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上支障が生じたときは、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を速やかに講じると共に、町へ速やかに報告してください。

報告は電話で一報を入れ、詳細な情報（発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等）についてはFAXで報告してください。（「事故等報告（速報）（参考様式7）」）

また、事故等の発生から14日以内に、事故の概要や対応状況について報告してください。（事故等報告書（参考様式8））

なお、事故等の復旧が完了するまでの間、15日ごとに事故等報告書（参考様式8）の報告をしてください。その際は、写真等の添付を求める場合があります。

- 1 地域住民等及び第三者へ被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の連絡体制
県、町それぞれの担当部署、消防や警察、地域住民等及び第三者への連絡体制及び周知方法を作成してください。
- 2 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合の施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないための措置
想定される災害発生（土砂災害のほか、暴風、豪雨など）ごとの具体的な対策、実施体制などの種類に応じた措置の内容を記載してください
- 3 災害発生により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合の措置

速やかな施設の復旧、周辺地域の環境保全上の支障除去のための具体的な対策、実施体制など（初動体制、応急処置、二次災害防止対策、復旧措置、再発防止対策等）を記載してください。

(2) 事業により苦情または紛争が生じたとき

苦情または紛争の内容についての連絡先（事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレス等）を掲示してください。

必要な措置を講ずるとともに適切かつ誠意をもってその解決を図る必要があることから、事業者においてその体制づくりを行っておいてください。

緊急時の措置等

1. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

- ・ 太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを適正管理計画「3. 適正管理の保守点検項目」に従い巡視を実施
- ・ 周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
 - (ア) ボルトの増し締めによる対応
 - (イ) 劣化が著しい設備の事前撤去等
 - (ウ) 周辺環境の整備

○豪雨（洪水）による水害

- ・ 土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、適正管理計画「3. 適正管理の保守点検項目」に従い巡視を実施
 - (ア) 堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ) 法面保護、土のうの設置等

○土砂災害

- ・ 排水機能に異常がないか、適正管理計画「3. 適正管理の保守点検項目」に従い巡視を実施
 - (ア) 堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ) 法面保護、土のうの設置等

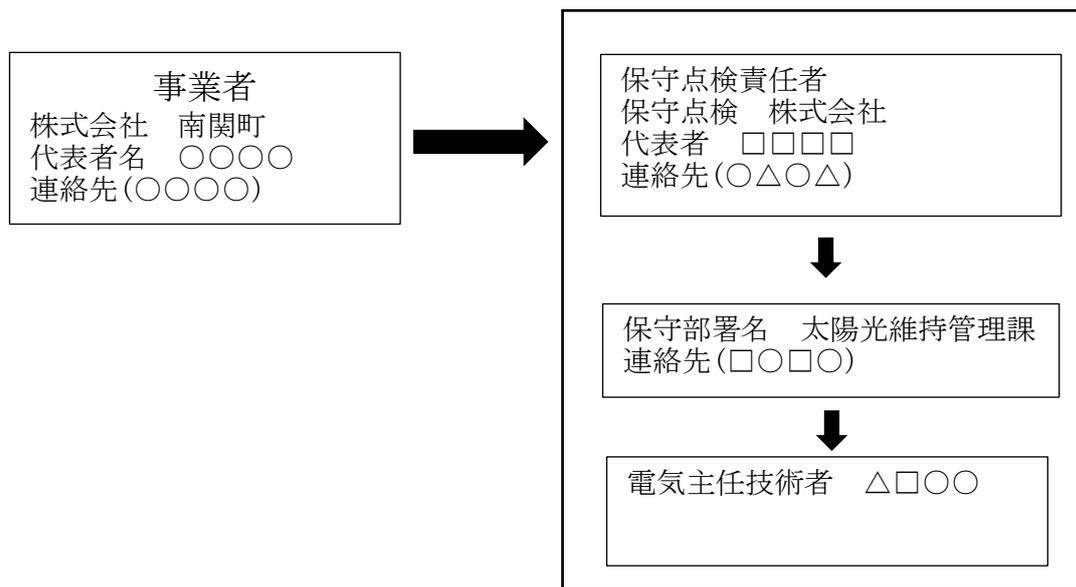
○地震による倒壊等

- ・ 太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを適正管理計画「3. 適正管理の保守点検項目」に従い巡視を実施
 - (ア) ボルトの増し締めによる対応
 - (イ) 劣化が著しい設備の事前撤去等

○豪雪による倒壊等

- ・ 太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを適正管理計画「3. 適正管理の保守点検項目」に従い巡視を実施
 - (ア) ボルトの増し締めによる対応
 - (イ) 劣化が著しい設備の事前撤去等

○実施体制



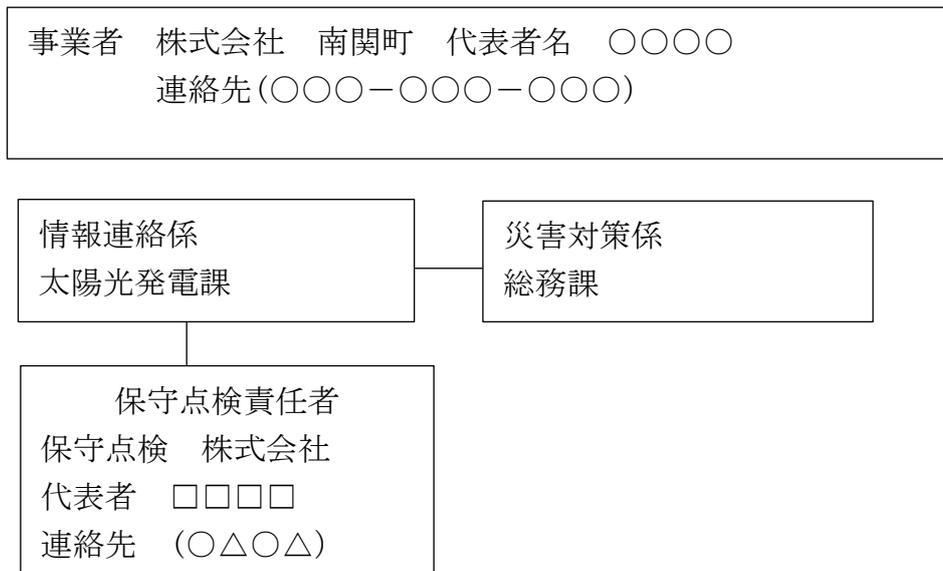
2. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

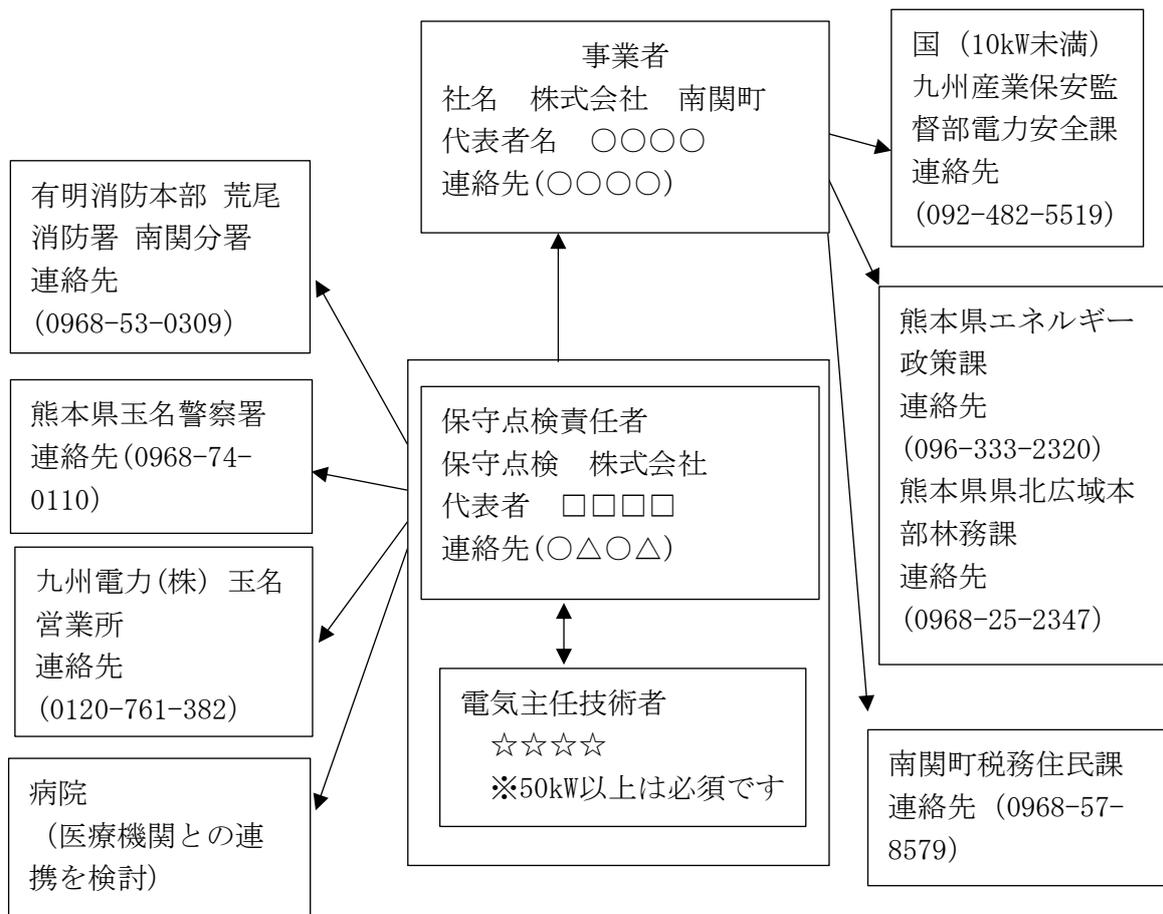
初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急処置・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○ 災害対策組織図



○ 災害発生時連絡体制表



※国連絡先 (10kW以上) については、九州産業保安監督部 TEL:092-482-5520を記載してください。

20 第20条 事業完了の届出

(事業完了の届出)

第20条 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(事業完了の届出)

第16条 条例第20条の規定による事業完了の届出は、南関町太陽光発電設備設置事業完了届出書(様式第18号)により行うものとする。

(1) 事業完了の届出

太陽光発電設備を用いた、電気を得る事業を廃止するときは、速やかに南関町太陽光発電設備設置事業完了届出書(様式第18号)により届け出なければなりません。

2 1 第 2 1 条 事業完了後の適正処理

(事業完了後の適正処理)

第21条 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、太陽光発電設備その他当該事業に用いた設備等を速やかに撤去し、かつ、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、当該事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

(1) 事業完了後の適正な処理

太陽光発電設備を用いた、電気を得る事業を廃止するときは、太陽光発電設備及びその付帯設備等の解体・撤去、適正に処理し、事業地の原状回復を行う必要があります。

なお、完了時には、経済産業省策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省策定の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適切に対応してください。

1 感電事故の防止対策

太陽光発電施設は、系統から解列した場合でも、太陽電池モジュールに光が当たることによって発電することがあるため、発電しないような措置や第三者が立ち入らないような対策を講じる等、感電事故を防止すること。

2 適切な発電施設の撤去及び処分

廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うこと。

3 合意事項の履行

町や地域住民等と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

2 2 第 2 2 条 報告の要請及び立入調査

(報告の要請及び立入調査)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、町の職員若しくは町長が必要と認める者（以下「職員等」という。）に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(身分証明証)

第17条 条例第22条第2項に規定する証明証は、身分証明証（様式第19号）とする。

(1) 報告の聴取等

町長は、この条例の施行に必要な限度において、太陽光発電施設の設置工事、維持管理、その他の事項等について、施設の状況などを確認する必要があるときは、報告や資料の提出を求めることがあります。

(2) 立入調査

町長は、職員等に太陽光発電設備の事業区域に立ち入り調査をさせ、又は関係者に質問することがあります。

その際に職員等は身分証明証（様式19号）を携帯し、関係者の請求があったときは提示します。

23 第23条 指導、助言又は勧告

(指導、助言又は報告)

第23条 町長は、この条例の適切な運用を図るため、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告をすることができる。

2 前項に規定する指導、助言又は勧告を受けた事業者は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置について、規則で定めるところにより町長に報告しなければならない。

(指導、助言又は勧告に係る書面)

第18条 条例第23条第1項の規定による指導、助言又は勧告は、南関町太陽光発電設備設置事業指導（助言、勧告）書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第23条第2項に規定する規則で定める報告は、南関町太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書（様式第21号）により行うものとする。

(1) 指導及び助言又は勧告

町長は、この条例の適切な運用を図るため、必要な措置を講じるよう、指導、助言又は勧告をすることが出来ます。

その際は、南関町太陽光発電設備設置事業指導（助言、勧告）書（様式第20号）により行うこととなります。

(2) 事業者の対応

事業者は、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護、町民の安全及び安心並びに地域社会との調和を図る条例の目的を達することが出来るよう、町長の指導・助言又は勧告に誠実に対応し、どのような措置を講じたのかを南関町太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書（様式第21号）により報告してください。

24 第24条 公表

(公表)

第24条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 前条第1項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき。
- (2) 第17条第2項の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由がなく、その命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 町長は、第1項の規定により公表した内容につき、国又は地方公共団体へ報告することができる。

(公表の事前通知)

第19条 条例第24条第1項の規定により公表しようとするときは、公表される事業者に対し、その旨を南関町太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書(様式第22号)により通知するものとする。

(公表)

第20条 条例第24条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 公表

町長は、条例第23条の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったとき、または条例第17条第2項の規定による工事の施工停止命令又は環境の保全等のために必要な措置を講じることを命じられた事業者が、正当な理由なくその命令に従わなかったときは、当該勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、公表の理由を公表することが出来ます。

また、公表をしようとするときは南関町太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書(様式第22号)により事業者に対し事前に通知を行います。

(2) 弁明

町長は、条例第24条第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明を述べる機会を与えなければなりません。弁明は、原則陳述書の提出によるものとし、また、手続きについては、南関町行政手続条例(平成8年条例第21号)によるものとなります。

(3) 国、地方公共団体への報告

町長は、本条に規定する公表をしたときは、国、地方公共団体にその公表内容について報告

することが出来るとしています。

特に、国に対しては、経済産業大臣に公表の旨を通知します。また、FIT 法第15 条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取り消しを求めることもあります。

25 第25条 審議会

(審議会)

第25条 この条例の目的を推進するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会の組織)

第21条 条例第25条第1項の規定による審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。

(審議会の会長等)

第22条 審議会に会長及び副会長各1名置き、委員の互選によって決める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 緊急の必要があり会議を招集することができないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(審議会の庶務)

第24条 審議会の庶務は、税務住民課環境対策係において処理する。

(1) 審議会

この条例の推進のため審議会を置くことを規定しています。

審議会において、事業者や関係者等は出席を求められたときは、出席し意見又は説明を行ってもらうことがあります。

なお、審議会及び本条例の事務については、税務住民課環境対策係において処理することとなります。

26 第26条 委任

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める

(1) 規則への委任

条例の施行に当たり、条例において具体的な定めがないものについて、適切に条例が運用できるよう、規則で手続き等を定めることを規定しています。

(2) 別に定める事項

条例及び規則に定めがないものについて、適切に条例が運用できるよう、町長が別に定める事項について規定しており、本手引きが主な別に定める事項となります。

27 第27条 罰則

(罰則)

第27条 町長は、正当な理由がなく第24条第1項の規定に該当する事業者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 過料

条例第24条第1項の規定により公表を受けた事業者に対し、5万円以下の過料に処すことがあります。

28 附則第1項 (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(1) 施行期日

条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

29 附則第2項 経過措置

2 第5条第5項、第7条から第17条まで、第18条第2項から第4項まで、第23条、第24条及び第27条の規定は、この条例の施行の日前に着手した設置事業（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

(1) 適用関係

既存施設と、本条例の施行後に着手する太陽光発電設備の取り扱いを区分する規定です。

なお、既存施設については、以下の項目（1～16）については適用外となります。

ただし、条例第3条に規定する既存施設と一体的な事業に該当する新たな太陽光発電設備設置事業については、既存施設の面積も参入することが「附則第3項（P101）」に規定しています。

1 条例第5条第5項

地域住民等への説明会の実施に関する事項

2 条例第7条

規制区域に関する事項

3 条例第8条

条例第12条に規定する太陽光発電設備の設置許可申請前の事業概要の届出に関する事項

4 条例第9条

事前協議前の地域住民等への説明会の実施及び意見の申し出受付並びに事業内容の看板設置に関する事項

5 条例第10条

地域住民等との協定の締結に関する事項

6 条例第11条

条例第12条に規定する太陽光発電設備の設置許可申請前の事前協議に関する事項

7 条例第12条

太陽光発電設備設置許可申請に関する事項

8 条例第13条

太陽光発電設備設置許可申請の許可基準等に関する事項

9 条例第14条

太陽光発電設備設置許可の変更申請に関する事項

10 条例第15条

太陽光発電設備設置事業の着手等の届出に関する事項

11 条例第16条

太陽光発電設備設置事業の完了の検査に関する事項

12 条例第17条

太陽光発電設備設置事業等の施工の停止等に関する事項

13 条例第18条第2項から第4項

太陽光発電設備の管理に関する適正管理に関する計画の提出、管理報告に関する事項

1 4 条例第23条

条例の適正な運用を図るために事業者に対する指導、助言、勧告及びその報告に関する事項

1 5 条例第24条

勧告、命令に対する公表に関する事項

1 6 条例第27条

罰則に関する事項

30 附則第3項 既存施設の面積の参入

3 第3条括弧書の規定の適用については、既存施設の面積も合算する。

条例第3条に規定する条例の適用を受ける事業区域の面積については、既存施設の面積も合算することを規定しています。

なお、既存施設とは、条例の施行日前に完成した太陽光発電設備及び条例の施行日前に設置工事に着手した太陽光発電設備のことをいいます。

(1) 既存施設の面積の参入

既存施設の面積を参入するのは次の事項です。

- 1 面積が増加する場合
- 2 事業区域に変更がある場合
- 3 その他町長が必要と判断した事項

3 1 附則第 4 項 既存施設の届出

4 既存施設の事業者は、規則で定めるところにより令和 5 年 9 月 30 日までに既存施設について町長に届け出なければならない。ただし、事業区域の面積が、1 ヘクタール以上とする。

(既存施設の届出)

第 25 条 条例附則第 4 項の規定により南関町太陽光発電既存施設の届出書（様式第 23 号）より行うものとする。

(1) 既存施設の届出

事業区域の面積が 1 ヘクタール以上の既存施設については、令和 5 年 9 月 30 日までに南関町太陽光発電既存施設の届出書（様式 23 号）に次に示す必要書類を添えて届け出なければなりません。

- 1 維持管理計画書
- 2 実施体制（配置図）
- 3 保守点検の内容

※「第 18 条 事業区域の適正管理」（P 69～P 88）を参考にしてください。

なお、事業者においてすでに作成済みの計画等がある場合はその添付で構いません。

4 その他町長が必要と認める書類

- ・位置図
- ・土地利用計画図
- ・現況写真
- ・緊急時の措置等

※「第 19 条 緊急時の措置等」（P 84～P 88）を参考にしてください。

なお、事業者においてすでに作成済みの計画等がある場合はその添付で構いません。

資料集

1 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例

令和四年十二月十二日
南関町条例第二十三号

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするために必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心並びに地域社会との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根、屋上若しくは壁面に設置するもの又は送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業者 町の区域において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し、当該太陽光発電設備を設置し、又は用いる事業を行い、太陽光発電設備を管理する者をいう。
- (3) 事業区域 設置事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (5) 地域住民等 事業区域の一部若しくは全部を含む行政区又はこれらの行政区と同程度の生活環境等の影響を懸念される行政区の土地所有者等及び居住者等をいう。
- (6) 山林 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の規定による土地登記簿上の地目が山林又は保安林であるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この条例の規定は、事業区域の面積が3,000平方メートル以上（既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した面積が3,000平方メートル以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備に適用する。ただし、事業区域に山林を含む場合の面積は、2,000平方メートル以上とする。

(町の責務)

第4条 町長は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、環境の保全等に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、良好な関係の保持に努めなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域により起因する第三者への危害が及ばないよう万全な管理及び災害の防止対策を講じなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電設備に係る災害等が発生したとき又は地域住民等からの苦情若しくは

紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について、町長が規則で定める事項を遵守しなければならない。

5 事業者は、あらかじめ地域住民等に対し、計画している太陽光発電設備の設置（増設を含む。）及び運用について説明を行い、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

6 事業者は、太陽光発電設備の設置事業及び発電事業の終了後の措置に充てる費用について規則で定めるところにより、計画的に積立てを行わなければならない。なお、事業者は、太陽光発電設備の災害時の措置に充てる費用について損害保険に加入しなければならない。

（町民の協力）

第6条 町民は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例に規定する手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（規制区域）

第7条 事業者は、次に掲げる区域（以下「規制区域」という。）においては、太陽光発電設備の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 法令等により、自然環境の保全区域として指定されている区域

(2) 自然災害の発生が危惧される区域

(3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域

(4) 良好な景観及び住環境を保全する必要がある区域

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に規制が必要と判断した区域

2 規制区域は、規則で定める。

（事業概要の届出）

第8条 第12条の規定による申請をしようとする事業者は、事業計画を定める前に、規則で定めるところにより、当該設置事業の概要について町長に届け出なければならない。

（説明会等の実施及び意見の申出等）

第9条 事業者は、第11条の規定による事前協議を行う前に、あらかじめ地域住民等に対し、当該設置事業に関する説明会等を実施しなければならない。

2 事業者は、地域住民等から事業計画に対する意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の説明会等の際にこれを周知しなければならない。

3 事業者は、前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。

4 事業者は、前項の意見の申出があったときは、協議を行い、規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

5 事業者は、設置事業に着手しようとする前に当該設置事業が完了する日まで、設置事業に関する内容（変更内容を含む。）を記載した看板を事業区域内に設置しなければならない。

（協定の締結）

第10条 事業者は、地域住民等に対する説明会等終了後、地域住民等及び町から協定を求められ

たときは、当該設置事業に係る計画に関する協定を締結しなければならない。

- 2 町長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者及び地域住民等に対し必要な助言を行うことができる。

(事前協議)

第11条 事業者は、次条の規定による許可申請を行う前に、規則で定めるところにより、事業計画について町長と協議をしなければならない。

- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 事業区域の位置、面積及び想定発電出力

(3) 太陽光発電設備の設計及び施工方法

(4) 現場管理者の氏名及び住所

(5) 次条の規定による設置工事の着手予定日及び完了予定日

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業の許可申請)

第12条 事業者は、設置事業に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する前に、事業計画を定め、規則で定める申請書に事業計画その他規則で定める書類を添えて町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第13条 町長は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請の事業計画が次に掲げる事項について、規則で定める基準に全て適合するものであると認めるときは、許可するものとする。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項

(2) 事業区域及びその周辺地域における災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項

(3) 太陽光発電設備の設計及び施工方法に関する事項

(4) その他町長が必要と認める事項

- 2 町長は、前項の許可に、良好な環境の保全又は災害の防止等のため必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第14条 前条第1項の許可を受けた事業者が当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による変更の許可の申請をした事業者は、第8条から第11条までに規定する手続を再度実施しなければならない。ただし、第9条及び第10条の規定は、当該事業計画の変更が事業区域及びその周辺の地域の環境の保全等に及ぼす影響を勘案して、町長が認める場合はこの限りでない。

(設置工事の着手等の届出)

第15条 事業者は、設置工事の着手、中断、再開又は完了をしたときは、規則で定めるところにより、その都度速やかに町長に届け出なければならない。

(設置工事完了の検査)

第16条 事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、町長の検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の通知を受けた後でなければ、事業を開始してはならない。

(監督処分)

第17条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第13条第1項に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき。

(2) 第14条第1項本文の規定により許可を受けなければならない事項を、同項の許可を受けな
いで変更したとき。

2 町長は、第13条第1項若しくは第14条第1項本文の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない設置事業について、事業者（設置工事の下請人を含む。）又は現場管理者に対して、当該設置工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、環境の保全等のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(事業区域の適正管理)

第18条 事業者は、事業を実施している間、環境の保全等が図られるよう事業区域を適正に管理しなければならない。

2 事業者は、設置事業を完了したときは、設置した太陽光発電設備の管理に関する内容（変更内容を含む。）を事業が完了するまでの間、事業区域内の見やすい場所に掲示するものとする。

3 事業者は、規則で定めるところにより、適正に管理するための計画を作成し、町長に提出しなければならない。

4 事業者は、規則で定めるところにより、適正な管理結果を町長に報告しなければならない。

(緊急時の措置等)

第19条 事業者は、設置事業及び太陽光発電設備を用いる事業により地域住民等及び第三者へ被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、県、町、地域住民等及び第三者へ速やかにその旨を連絡するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための適切な措置を直ちに講じなければならない。

2 事業者は、設置事業及び太陽光発電設備を用いる事業により苦情又は紛争が生じたときは、必要な措置を講ずるとともに適切かつ誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(事業完了の届出)

第20条 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(事業完了後の適正処理)

第21条 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、太陽光発電設備その他当該事業に用いた設備等を速やかに撤去し、かつ、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、当該事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

(報告の要請及び立入調査)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、町の職員若しくは町長が必要と認める者（以下「職員等」という。）に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導、助言又は勧告)

第23条 町長は、この条例の適切な運用を図るため、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告をすることができる。

2 前項に規定する指導、助言又は勧告を受けた事業者は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置について、規則で定めるところにより町長に報告しなければならない。

(公表)

第24条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 前条第1項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき。

(2) 第17条第2項の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由がなく、その命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 町長は、第1項の規定により公表した内容につき、国又は地方公共団体へ報告することができる。

(審議会)

第25条 この条例の目的を推進するため、審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(罰則)

第27条 町長は、正当な理由がなく第24条第1項の規定に該当する事業者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第5項、第7条から第17条まで、第18条第2項から第4項まで、第23条、第24条及び第27条の規定は、この条例の施行の日前に着手した設置事業（以下「既存施設」という。）については、適用しない。
- 3 第3条括弧書の規定の適用については、既存施設の面積も合算する。
- 4 既存施設の事業者は、規則で定めるところにより令和5年9月30日までに既存施設について町長に届け出なければならない。ただし、事業区域の面積が、1ヘクタール以上とする。

2 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則

令和五年一月三十日

南関町規則第二号

(趣旨)

第1条 この規則は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（令和4年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(規制区域)

第3条 条例第7条第2項の規制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第4条 条例第5条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物（以下「廃棄物」という。）の発生を抑制すること。

ウ 廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、原状に回復すること。

(費用の積立て)

第5条 事業者は、条例第5条第6項の規定により積み立てる費用として、法令等に基づき積立ての開始時期及び終了時期並びに毎月の積立額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行うこと。

(事業概要の届出)

第6条 条例第8条の規定による当該設置事業の概要について届出を行おうとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業概要届出書（様式第1号。以下「事業概要届出書」という。）に別表第2に掲げる書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の事業概要届出書が提出されたときは、その内容を審査し、当該事業概要届出書を提出した事業者に対し南関町太陽光発電設備設置事業概要協議事項通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(説明会等の実施)

第7条 条例第9条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 意見の申出の方法

(2) 個人情報等の適正な取扱いのため事業者が講じる措置の内容

- 2 条例第9条第3項の規定による見解を記載した書面は、見解書（様式第3号）によるものとする。
- 3 条例第9条第4項の規定による報告は、南関町太陽光発電設備設置事業協議結果報告書（様式第4号）に意見書及び見解書の写しを添えて、これを町長に提出しなければならない。
- 4 事業者は、前項の報告書の提出後に事業計画を変更しようとするときは、変更後の事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。
- 6 条例第9条第5項の看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせ（様式第5号）とし、事業者は、当該看板を事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

（事前協議の手続）

第8条 条例第11条第1項の規定による事前協議を行おうとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第6号。以下「事前協議書」という。）に事業計画その他次に掲げる図書を添付して、これを町長に提出しなければならない。ただし、当該事業計画に応じて、町長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 別表第3に掲げる図書
 - (2) 地域住民等への説明会結果報告書
 - (3) 説明会で配布した資料
 - (4) 説明会を開催した状況を確認することができる写真
 - (5) 説明会に出席した者の名簿の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
- 2 町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、その内容を審査し、事業者に南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書（様式第7号）を通知するものとする。
 - 3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項がある場合は、速やかに関係者と協議を行い、書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。
 - 4 事業者は、協議すべき事項の全てについて、関係者から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第12条の規定による申請書にこれを添付しなければならない。
 - 5 条例第11条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域及びその周辺地域における自然環境等の保全に関する計画
 - (2) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する計画
 - (3) 設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
 - (4) 資材、廃材等の管理に関する計画
 - (5) 既存の道路、水路等の管理に関する計画
 - (6) 太陽光発電設備の管理の方法、その撤去、処分の方法その他太陽光発電設備に関する事項
 - (7) 事業の施工に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項

（許可申請の手続）

第9条 条例第12条に規定する申請書は、南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書（様式第8

号)によるものとする。

2 条例第12条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、当該許可申請に係る事業計画に応じて、町長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 別表第3に定める図書
- (2) その他町長が必要と認める図書

3 前項に規定する書類及び図書並びに事業計画は、各2部提出するものとする。

(許可の基準等)

第10条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項

ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成を行う場合は、必要最小限度にとどめるとともに防災上必要な対策を講じること。

イ 事業区域内の雨水、湧水、その他の水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

ウ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて、必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項

ア 事業区域内の木竹を伐採する場合は、必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等及び土砂の流出等による濁水等の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 設置工事の施工に使用する工事車両による騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 太陽光発電設備の適切な管理、撤去及び処分について必要な措置が講じられていること。

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

カ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーその他設備が設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーその他設備から生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 太陽光発電設備の設計等及び施工方法については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定における再生可能エネルギー発電設備の基準に適合したものであること。

(変更許可申請の手続等)

第11条 条例第14条第1項に規定する申請書は、南関町太陽光発電設備設置事業変更許可申請書（様式第9号）によるものとする。

2 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）
- (2) 事業者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

(3) その他町長が認めるもの

3 条例第14条第2項に規定する届出は、南関町太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書(様式第10号)により行うものとする。

(許可通知書等)

第12条 町長は、条例第12条の許可申請又は条例第14条第1項の変更の許可申請があった場合において、許可をするときにあっては南関町太陽光発電設備設置事業許可通知書(様式第11号)により、許可をしないときにあっては南関町太陽光発電設備設置事業不許可通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(工事着手等届出書)

第13条 条例第15条の規定による届出は、南関町太陽光発電設備設置事業工事着手(中断、再開、完了)届出書(様式第13号)によるものとする。

(工事完了検査の申請)

第14条 条例第16条第1項の規定による検査を受けようとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第16条第2項の規定による通知は、南関町太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書(様式第15号)により行うものとする。

(適正管理)

第15条 条例第18条第3項及び第4項の規定による提出等は、南関町太陽光発電設備適正管理計画書(様式第16号)、南関町太陽光発電設備適正管理結果報告書(様式第17号)によりそれぞれ行うものとする。ただし、事業区域の面積が1ヘクタール以上とする。

(事業完了の届出)

第16条 条例第20条の規定による事業完了の届出は、南関町太陽光発電設備設置事業完了届出書(様式第18号)により行うものとする。

(身分証明証)

第17条 条例第22条第2項に規定する証明証は、身分証明証(様式第19号)とする。

(指導、助言又は勧告に係る書面)

第18条 条例第23条第1項の規定による指導、助言又は勧告は、南関町太陽光発電設備設置事業指導(助言、勧告)書(様式第20号)により行うものとする。

2 条例第23条第2項に規定する規則で定める報告は、南関町太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書(様式第21号)により行うものとする。

(公表の事前通知)

第19条 条例第24条第1項の規定により公表しようとするときは、公表される事業者に対し、その旨を南関町太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書(様式第22号)により通知するものとする。

(公表)

第20条 条例第24条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(審議会の組織)

第21条 条例第25条第1項の規定による審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
(審議会の会長等)

第22条 審議会に会長及び副会長各1名置き、委員の互選によって決める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(審議会の会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 緊急の必要があり会議を招集することができないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。
(審議会の庶務)

第24条 審議会の庶務は、税務住民課環境対策係において処理する。

(既存施設の届出)

第25条 条例附則第4項の規定により南関町太陽光発電既存施設の届出書(様式第23号)より行うものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式集

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業概要届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
想定発電出力	k W
現場管理者	住所 氏名 電話番号 ()
設計者	住所 氏名 電話番号 () 資格名称
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
発電設備運転開始予定日	年 月 日
設置事業に関わる法令等	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業概要協議事項通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり協議すべき事項を通知します。

協議すべき事項	
---------	--

年 月 日

様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

見解書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、見解を示します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
説明会開催日時及び場所	年 月 日 時
意見の要旨	
意見に対する見解	

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業協議結果報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
説明会開催日時及び場所	年 月 日 時
意見の申出があつた日	年 月 日
意見を申出た者の氏名	
見解書を交付した日	年 月 日
協議を行った日時及び場所	年 月 日 時
協議結果	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	
上記のとおりであることを確認する。 年 月 日 意見の申出者（申出者が複数である場合は、その代表者） 住所 氏名	

備考 意見の申出者の住所・氏名については、自筆であること。

意見書及び見解書、参加者一覧、議事録等の写しを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

太陽光発電設備設置事業のお知らせ	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 ()
設計者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 () 資格名称
工事施工者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 ()
看板設置年月日	年 月 日
<p>この看板は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の規定により設置したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備設置事業に関する連絡先 氏名 住所 連絡先（電話番号） ・工事に関する連絡先 氏名 住所 連絡先（電話番号） 	

- 備考 (1) 看板の大きさは、縦90cm以上、横90cm以上とし、地上面から
看板の下端までの高さが60cmの位置を基準として設置すること。
- (2) 太陽光発電設備設置事業に着手しようとする前に事業区域内の見やすい場所に設置すること。

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業事前協議書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
想定発電出力	k W
現場管理者	住所 氏名 電話番号 （ ）
設計者	住所 氏名 電話番号 （ ） 資格名称
設置事業に関わる法令等	
原状回復の方法	
災害時の対処法	
条例第5条第6項に係る積立計画等	

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり協議すべき事項を通知します。

協議すべき事項	
---------	--

・ 条例規則第8条第3項（抜粋）

通知を受けたときは、協議すべき事項がある場合は、速やかに関係者と協議を行い、書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

・ 条例規則第8条第4項（抜粋）

協議すべき事項の全てについて、関係者から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第12条の規定による申請書にこれを添付しなければならない。

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
想定発電出力	k W
現場管理者	住所 氏名 電話番号 （ ）
設計者	住所 氏名 電話番号 （ ） 資格名称
設置工事着手予定年月日	年 月 日
設置工事完了予定年月日	年 月 日
設置事業に関わる法令等	
原状回復の方法	
災害時の対処法	
条例第 5 条第 6 項に係る 積立計画等	

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業変更許可申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置事業名		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		
添付図書		

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		
添付図書		

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業許可通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり許可します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	㎡
許可の条件	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、南関町を被告として（訴訟において南関町を代表する者は南関町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業不許可通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり許可しないことを通知します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
許可しない理由	

教示

- この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、南関町を被告として（訴訟において南関町を代表する者は南関町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業工事着手（中断、再開、完了）届出書

太陽光発電設備設置工事を着手（中断、再開、完了）したので、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事（中断、再開） する理由	
工事（中断、再開） する期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者	住所 氏名 電話番号 （ ）
添付図書	

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

南関町長

様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
現場管理者	住所 氏名 電話番号（ ）
添付図書	
発電設備の運転開始 予定年月日	年 月 日

様式第15号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書

年 月 日付け 第 号で許可した太陽光発電設備設置工事について、
年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に適合していると認められるので、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

様式第16号（第15条関係）

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備適正管理計画書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり提出します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
発電設備出力	k W
発電開始予定年月日	年 月 日
添付書類	1 計画書 2 実施体制（配置図） 3 保守点検の内容 4 その他町長が必要と認める書類

備考 条例第11条の事前協議の手續において提出すること。

年 月 日

南関町長

様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備適正管理結果報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり提出します。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	
適正管理の実施状況	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適正管理計画書に基づく結果書類 2 適正管理の結果がわかる書類 3 その他町長が必要と認める書類

備考 当該年度（4月1日から3月31日まで）の期間の結果を次年度の6月30日までに報告すること。

年 月 日

南関町長

様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業完了届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了年月日	年 月 日
添付図書	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事写真（各工程写真） 2 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 3 事業区域の位置図
太陽光発電設備を処分した日	年 月 日
太陽光発電設備を処分した方法	
原状回復を行った日	年 月 日
原状回復の方法	

（表面）

身分証明証

所属
氏名

上記の者は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例第22条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

南関町長

印

（裏面）

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（抜粋）

（報告の要請及び立入検査）

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、町の職員若しくは町長が必要と認める者（以下「職員等」という。）に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業指導（助言、勧告）書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第18条第1項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう指導（助言、勧告）します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
指導（助言、勧告）の内容	
指導（助言、勧告）の理由	

年 月 日

南関町長

様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第18条第2項の規定による指導（助言、勧告）に基づき、次の措置を講じたので報告します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
指導（助言、勧告）の内容	
指導（助言、勧告）に基づく措置	

様式第22号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第19条の規定により、次のとおり公表することとしたので通知します。

公表の内容	
公表の理由	
公表の方法	
公表の期間	

年 月 日

南関町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電既存施設の届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
太陽光発電施設の設置場所	
事業区域の面積	m ²
太陽光発電施設の出力	k W
設置工事着手年月日	年 月 日
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
運転終了（予定）年月日	年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 維持管理計画書 2 実施体制（配置図） 3 保守点検の内容 4 その他町長が必要と認める書類

備考 令和5年9月30日までに届け出すること。

参考様式集

設 計 説 明 書									
設 計 の 方 針									
工 区 計 画	工区の名 称		工区面積		着手予定年月日		完了予定年月日		
					年 月 日		年 月 日		
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	地 域 地 区	農用地区域 (㎡)			農用地区域外 (㎡)			その他の地域地区 (㎡)	
	地 目 別 の 概 要		宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	その他	計	
		面 積 (㎡)							
比 率 (%)									
土 地 利 用 計 画		宅地用地	公共施設用地	公益的施設用地	その他の用地	計			
	面 積 (㎡)								
	比 率 (%)								
公 共 施 設 の 整 備 計 画 の 概 要		道路用地	公園用地	排水施設用地	その他の用地	計			
	面 積 (㎡)								
	比 率 (%)								
公 益 的 施 設 の 配 置 計 画 の 概 要	名 称		面 積 (㎡)			比 率 (%)			
	計								
<p>注 1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入してください。</p> <p>2 工区が分かれている場合は、総括及び工区毎に記入してください。</p> <p>3 公益的施設の配置計画の概要の欄の名称は小学校、保育所、日用品の店舗等と記入するもの</p>									

従前の公共施設一覧表

従前の公共施設の一覧表								従前の公共施設の有無	
従前の公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止、付替えの別	概 要			管 理 者		所有者の名称	摘 要
			延長 (m)	幅員 (管径) (m)	面積 (m ²)	名 称	同意の有無		

- 注 1 従前の公共施設の名称の欄には、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
- 2 同一物件に権利者が2以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
- 3 不要の文字は、消してください。

太陽光発電設備設置許可申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

南関町長 様

申告者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則別表3に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千 円			
法令による登録等						
従 業 員 数	人 (うち土木建築関係技術者 人)					
前年度事業量	千 円	資 産 総 額	千 円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千 円	事 業 税	千 円		
主たる取引金融機関						
工事監理者の住所及び氏名						
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢 (歳)	在 社 年 数 (年)	資 格、免 許、学 歴、そ の 他	
宅 地 造 成 経 歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積 平方メートル	許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

注 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入してください。

- 2 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書 (個人の場合は履歴書)
 - (3) 財務諸表 (直前の事業年度のもの)

発電設備の性能、品質及び施工等に関する誓約書

年 月 日

南関町長

様

住所

事業者

氏名

⑩

住所

設計者

氏名

⑩

住所

現場管理者

氏名

⑩

住所

工事施工者

氏名

⑩

(設置事業名)における発電設備の施工・管理及び性能・品質に関し、関係法令及びガイドライン等を遵守することを誓約します。

記

事業区域の位置	南関町
事業区域の面積 (㎡)	
事業の用途及び内容	

年 月 日

南関町長 様

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地

事業者

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名

⑩

電話番号 ()

南関町太陽光発電設備設置事業軽微変更届に係る誓約書

令和 年 月 日付け 第 号で「 」が設置許可を受けた太陽光発電設備設置事業について、年月日に（相続・合併・分割・売買・贈与・譲渡・（ ）により権利を取得しましたが、本設置許可に係る申請の内容及び、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例、各関係法令及びガイドラインについて遵守することを誓約します。

- ※ 不要部分は＝で削除すること
- ※ 印鑑証明書を添付すること

作成日 令和 年 月 日

適正管理計画

1. 維持管理の基本的事項

- ① 事業者名

- ② 施設の設置場所

- ③ 保守点検責任者

- ④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

- ⑤ 運転開始年月日
令和 年 月 日
- ⑥ 維持管理の内容
 - 施設全般

 - 太陽光発電設備

 - 附帯施設

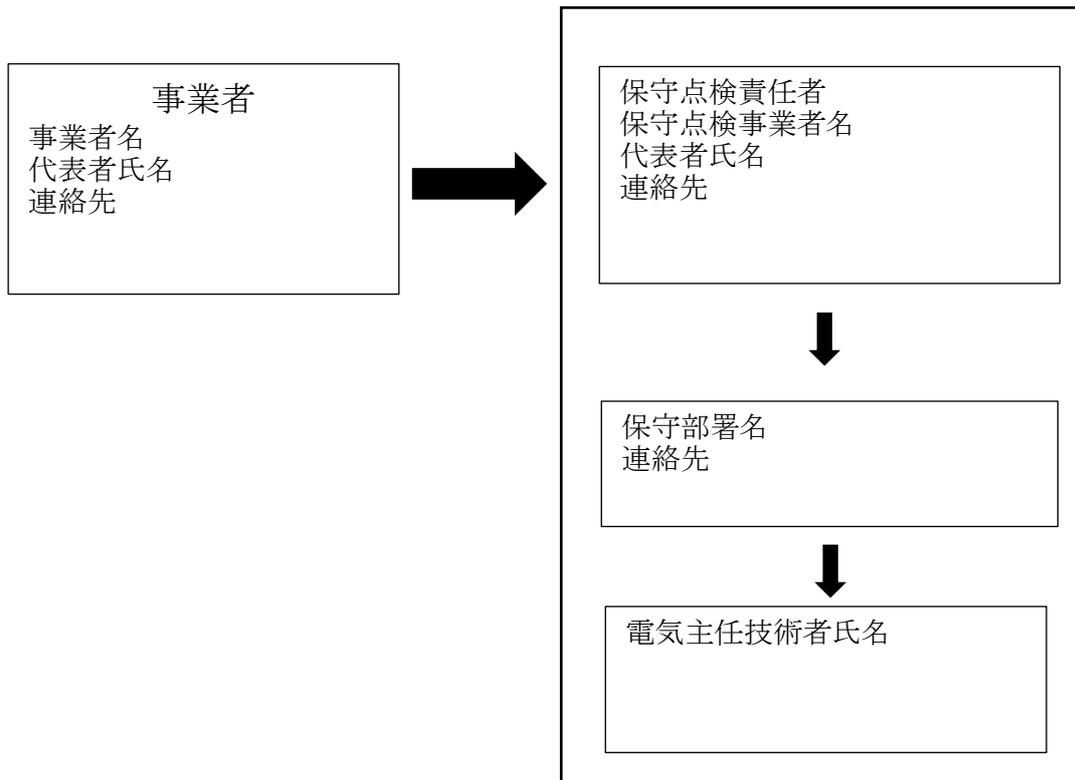
 - 事業区域

⑦損害保険の加入状況

⑧事業を廃止する際の対応

- ・ 廃止に要する費用の確保に関する方法
- ・ 太陽光発電設備の処分方法
- ・ 廃止後の事業区域の利用計画

2. 維持管理の実施体制



3. 適正管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
太陽電池アレイ	太陽電池 モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、さび、破損がない			
		端子箱に破損、変形がない			
		フレームに破損、変形がない			
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている			
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損がない			
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている			
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損がない			
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない			
		架台の変形、さび、汚れ、さび、腐食及び破損がない			
		積雪等による沈降や腐食、変形がない			
		基礎土砂流出がない			
		基礎ぐいに腐食がない			
		固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない			
接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損がない				
漏電遮断機	本体	著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損及び変形がない			
		加熱等による変形がない			
	配線	配線に著しいさび、破損がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
パワコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
		運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない			
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			

(2) 附帯施設

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
法面・擁壁	切土法面	小段の沈下がない			
		排水溝の損傷がない			
		目地にずれがない			
		開口量の大きな亀裂が発生していない			
		吹付工法等の剥離がない			
		法枠工法等の破断がない			
		はらみ出しの発生がない			
		大量の湧水（濁り）がない			
		崩落がない			
		上部斜面からの土砂流出がない			
	盛土法面	小段の沈下がない			
		段差が発生していない			
		排水溝の損傷がない			
		法尻の崩壊がない			
		オーバーフローによる洗掘がない			
		大量の湧水（濁り）がない			
		湧水箇所の軟弱化がない			
	擁壁	亀裂、割れが生じていない			
		座屈、段差、傾斜がない			
		つなぎ目にずれがない			
		水抜き穴につまりがない			
		水抜き穴から異常な土砂流出がない			
		地山に変形がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
排水設備	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない			
		亀裂、ずれがない			
		破損がない			
		排水設備外への漏水がない			
調整池	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない			
		堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない			
		草木の繁茂がない			
	基盤	堤体の基礎に、漏水、地山のはらみ出し、沈下及び崩壊がない			
	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		越流部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない			
		呑口部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		吐き口に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		油等の浮遊がない			
	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない			
		天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない			
		貯留部底地に著しい土砂の堆積がない			
		油等の浮遊がない			
		下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない			
防護柵、塀	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない			
	標識（事業計画, 注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない			
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない			
進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない			
		段差、傾斜がない			
		空洞の発生（土砂の流出）がない			
		隆起の発生がない			
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

※1 上記点検項目を網羅していれば、別葉としても差し支えありません。（法面、擁壁等、排水路、調整池など上記点検箇所の設備等が設置されていない場合は除外して構いません。）

※2 施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

緊急時の措置等

1. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

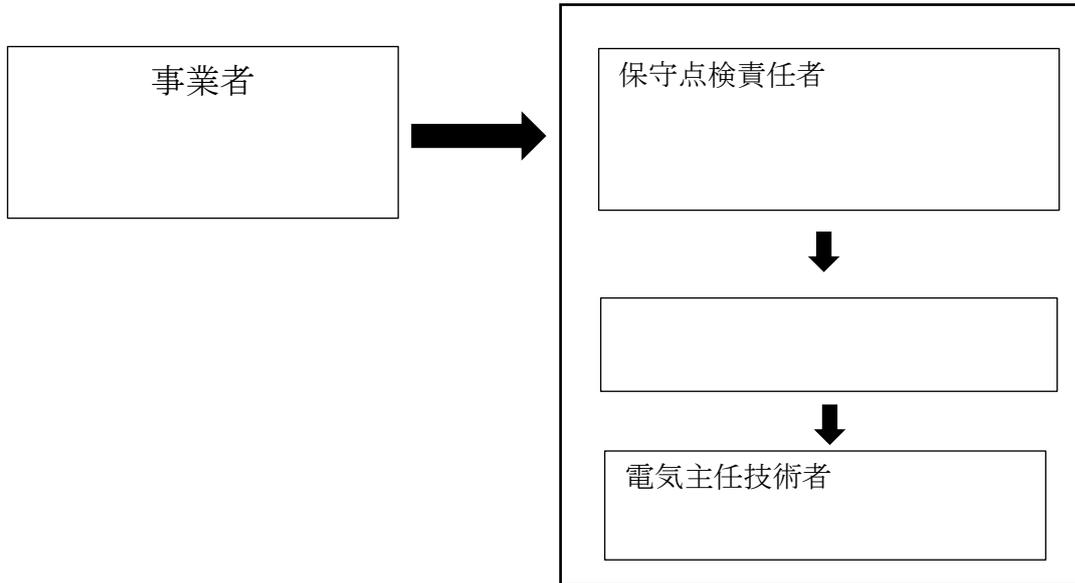
○豪雨（洪水）による水害

○土砂災害

○地震による倒壊等

○豪雪による倒壊等

○実施体制



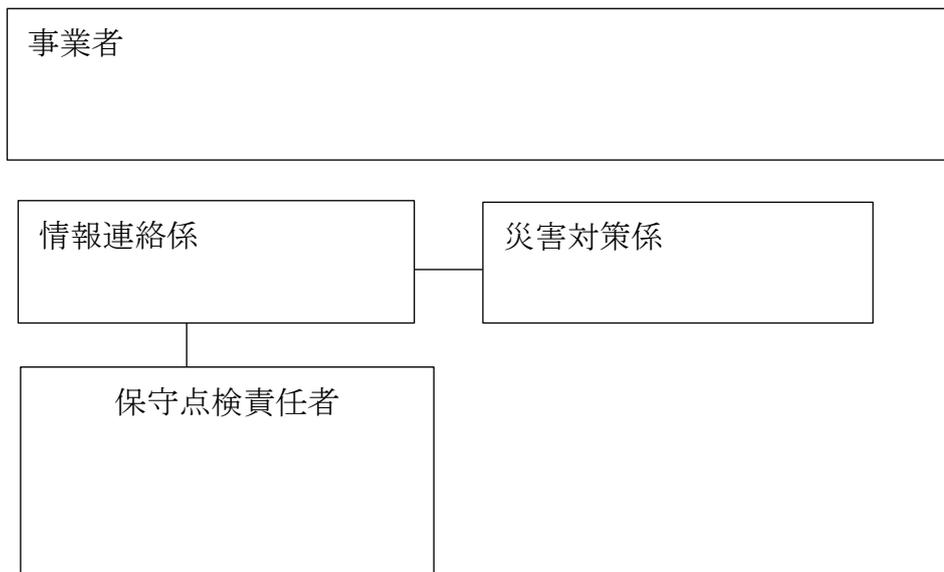
2. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

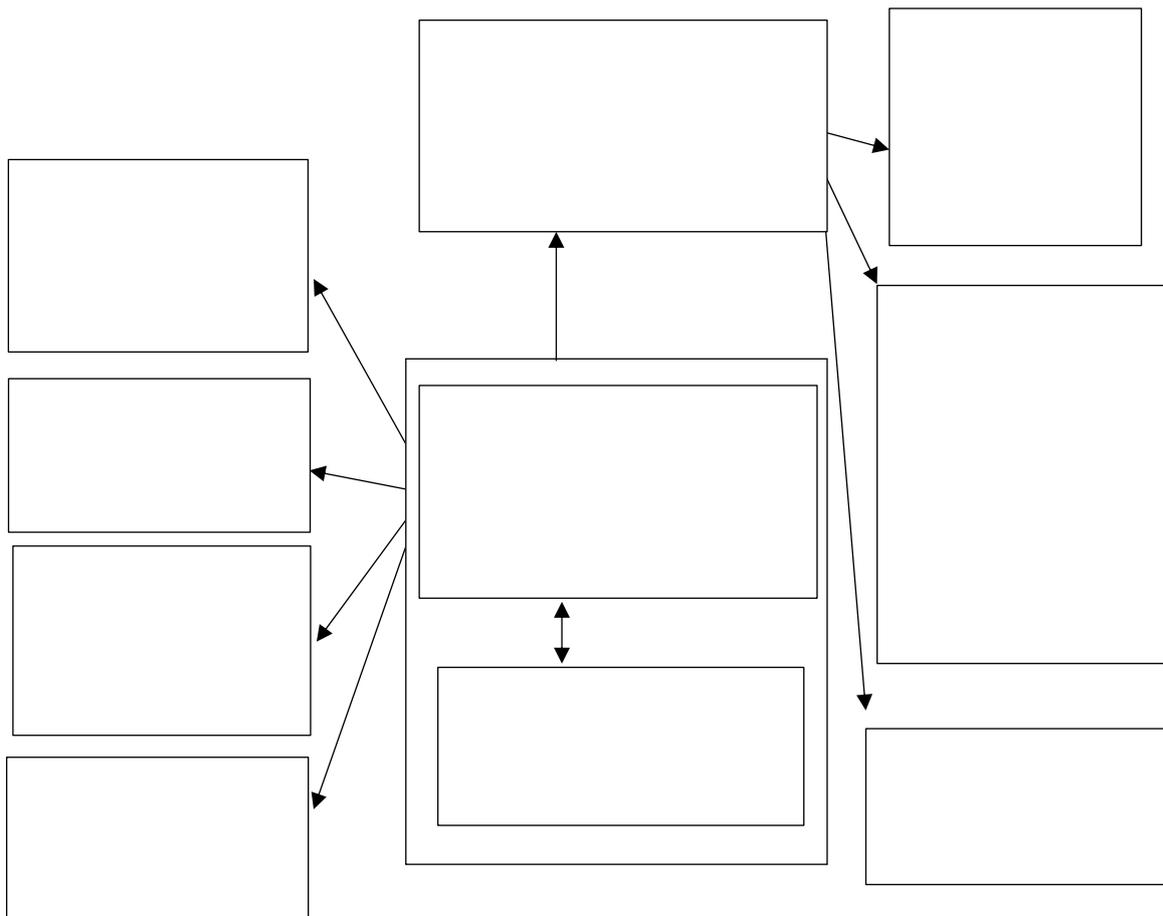
初動体制	
応急処置・二次災害防止対策	
復旧措置	
再発防止対策等の対応計画	

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○ 災害対策組織図



○ 災害発生時連絡体制表



※国連絡先（10kW以上）については、九州産業保安監督部 TEL:092-482-5520を記載してください。

参考様式 8

事故等報告（速報）

年 月 日

南関町長 様

報告内容	
許可年月日及び許可番号	
事業者名	
太陽光発電設備の設置場所	南関町大字
太陽光発電設備の出力	
事故発生日時	令和 年 月 日 時 分
事故・被災の種類	
事故概要	
周辺地域の影響	
応急対応状況	
備考	

報告者	所属・氏名	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

事故等報告書

令和 年 月 日

南関町長 様

報告者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電設備の設置場所	南関町大字
太陽光発電設備の出力	
事故発生日時	令和 年 月 日 時 分
事故・被災の原因・内容	
周辺地域への影響	
応急対応・復旧の状況	
復旧完了日	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 完了済み <input type="checkbox"/> 完了予定
備考	